

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
(公 印 省 略)

認定医療法人及び特定医療法人の認定又は承認要件の見直し等について

令和 7 年度税制改正の大綱（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）において、認定医療法人及び特定医療法人に関する「社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の 100 分の 80 を超えること」との認定又は承認要件（以下「認定要件等」という。）について、「社会保険診療等に係る収入金額」の範囲に補助金等に係る収入金額を加えるとともに、「全収入金額」を医療保健業務による収入金額とする等とされたことを受け、当該認定要件等を定める医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)及び租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準(平成 15 年厚生労働省告示第 147 号)の改正を行い、その改正内容については、本年 3 月 31 日付の『「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について』（令和 7 年医政発 0331 第 76 号厚生労働省医政局長通知）により通知したところです。

これを受けて、関係する通知について下記第 1 のとおり改正し、本年 4 月 1 日から適用することといたしますので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

また、その他の既往通知についても下記第 2 のとおり所要の改正を行い、本年 4 月 1 日から適用することといたしますので、併せて適正な運用に努めるとともに、貴管下の医療法人に周知していただきますようお願いいたします。

記

第 1 特定医療法人の承認及び移行計画の認定に係る改正について

- 「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」
(平成 15 年医政指発第 1009001 号) 別添 1
- 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」
(平成 29 年医政支発 0929 第 1 号) 別添 2

第 2 その他の改正について

- 「医療法人における事業報告書等の様式について」
(平成 19 年医政指発第 0330003 号) 別添 3
- 「地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について」
(平成 29 年医政支発 0217 第 3 号) 別添 4

第3 施行期日等

上記の改正通知は本年4月1日より適用する。ただし、認定医療法人及び特定医療法人に係る改正後の要件については、医療法人の令和7年4月1日以降に始まる会計年度について適用し、医療法人の同日前に始まる会計年度については、なお従前の例によることとする。

したがって、当該要件の適用時期については、医療法人ごとに異なることに注意すること。

○「租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成 15 年 10 月 9 日医政指発第 1009001 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別添 1 租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準 (平成 1 5 年厚生労働省告示第 1 4 7 号) <u>第一条</u> 租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ <u>次に掲げる収入金額</u>の合計額が、<u>医療保健業務に係る収入金額</u> (<u>(7) に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。)</u> の 1 0 0 分の 8 0 を超えること。	別添 1 租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準 (平成 1 5 年厚生労働省告示第 1 4 7 号) 租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ <u>社会保険診療（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 2 6 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 1 0 0 分の 1 0 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成 1 4 年法律第 1 0 3 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）、予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 2 号ロの規定に基づき厚生</u>

(1) 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）

労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

（新設）

<u>(2) 健康増進事業（健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第６条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第４条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）</u>	<u>（新設）</u>
<u>(3) 予防接種法（昭和２３年法律第６８号）第２条第６項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成２９年厚生労働省告示第３１４号）に定める予防接種に係る収入金額</u>	<u>（新設）</u>
<u>(4) 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（１の分娩に係る助産に係る収入金額が５０万円を超えるときは、５０万円を限度とする。）</u>	<u>（新設）</u>
<u>(5) 介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第２６条第２項第４号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）</u>	<u>（新設）</u>
<u>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第６条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第７７条及び第７８条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の２に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第２４条の２に規定する障害児入所給付費、同法第２４条の７に規定する特定入所障害児食費</u>	<u>（新設）</u>

等給付費並びに同法第 2 4 条の 2 5 に規定する障害児相談支援給
付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額

(7) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相
当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるための
ものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は
再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る
収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

ロ（略）

ハ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収
入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含む
ものとし、経常的なものに限る。）が、当該業務に係る費用の額（経
常的なものに限る。）に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額の範囲内で
あること。

ニ（略）

二（略）

第二条 前条第 1 号イに規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護保
険法第 8 条第 2 8 項に規定する介護老人保健施設及び同条第 2 9 項に規
定する介護医療院の業務並びに医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第
4 2 条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービス
に係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。

（新設）

ロ（略）

ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自
費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等
の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために
直接必要な経費の額に 1 0 0 分の 1 5 0 を乗じて得た額の範囲内で
あること。

ニ（略）

二（略）

（新設）

別添2

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者名

住 所

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

記

- 1 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（(7)に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の100分の80を超えること。

別添2

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者名

住 所

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

記

- 1 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成2

(1) <u>社会保険診療（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第２６条第２項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね１００分の１０以下の場合に限る。）を含む。）</u> (2) <u>健康増進事業（健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第６条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第４条に規定する健康増進</u>	<u>９年厚生労働省告示第３１４号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が５０万円を超えるときは、５０万円を限度とする。）、介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第２６条第２項第４号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第６条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第７７条及び第７８条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の２に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第２４条の２に規定する障害児入所給付費、同法第２４条の７に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第２４条の２５に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、<u>全収入金額の１００分の８０</u>を超えること。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>
---	---

<u>事業であつて、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）</u>	
<u>(3) 予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 2 9 年厚生労働省告示第 3 1 4 号）に定める予防接種に係る収入金額</u>	<u>(新設)</u>
<u>(4) 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1 の分娩に係る助産に係る収入金額が 5 0 万円を超えると</u> <u>きは、5 0 万円を限度とする。）</u>	<u>(新設)</u>
<u>(5) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第 2 6 条第 2 項第 4 号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）</u>	<u>(新設)</u>
<u>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第 7 7 条及び第 7 8 条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 2 に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第 2 4 条の 2 に規定する障害児入所給付費、同法第 2 4 条の 7 に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第 2 4 条の 2 5 に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額</u>	<u>(新設)</u>

<u>(7) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の 反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除 く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受 けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」とい う。）のうち、医療保健業務に係るもの</u> <u>※ 本項に規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護保険法第8条 第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介 護医療院の業務並びに医療法（昭和23年法律第205号）第42条 各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係 る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。</u> 2（略） 3 <u>病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金 額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものと し、経常的なものに限る。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なも のに限る。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。</u> 4～6（略） 申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。 令和 年 月 日 厚 生 労 働 大 臣 印	<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 2（略） 3 <u>医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費 患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給 与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必 要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。</u> 4～6（略） 申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。 令和 年 月 日 厚 生 労 働 大 臣 印
---	--

○「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成15年10月9日医政指発第1009001号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後					
					付表1
証 明 願 記 1 及 び 2 に 係 る 添 付 書 類					
申請者名 _____					
住 所 _____					
以下のとおり相違ありません。					
1 医療保健業務による収入金額の明細 (自令和 年 月 日 至令和 年 月 日)					
○ 本来業務に係る収入金額の明細					
病院、診療所、 介護老人保健施設 及び介護医療院名	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
合計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	計			①	100%

改 正 前					
					付表1
証 明 願 記 1 及 び 2 に 係 る 添 付 書 類					
申請者名 _____					
住 所 _____					
以下のとおり相違ありません。					
1 診療収入の明細 (自令和 年 月 日 至令和 年 月 日)					
病院、診療所、 介護老人保健施設 及び介護医療院名等	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	診療 割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	自由診療等				

改 正 後					
○ 附帯業務に係る収入金額(医療保健業務に係るものに限る。)の明細					
施設名	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
合計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	計			②	100%
○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額(医療保健業務に係るものに限る。)の合計金額の明細					
	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合
合計	社会保険診療	円	円	③ 円	⑬ %
	労災保険診療			④	⑭
	健康診査			⑤	⑮
	予防接種			⑥	⑯

改 正 前					
合計	社会保険診療			①	⑨
	労災保険診療			②	⑩
	健康診査			③	⑪
	予防接種			④	⑫
	助産			⑤	⑬
	介護事業			⑥	⑭
	障害福祉事業			⑦	⑰
	自由診療等			⑧	
	計				100%

改正後					
	助産			(7)	(17)
	介護事業			(8)	(18)
	障害福祉事業			(9)	(19)
	補助金等			(10)	(20)
	自由診療等			(11)	
	計				100%
(記載上の注意事項)					
(1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の医療保健業務による収入金額について本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。					
(2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び⑫の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。					
○ 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務による収入金額の明細					
医療保健業務以外の業務を行う施設名等		医療保健業務以外の業務に係る収入金額			
合計		⑫		円	
2、3 (略)					
4 健康診査に係る診療収入の証明					
健康保険法		円	私立学校教職員共済法		円
船員保険法		円	学校保健安全法		円
国民健康保険法		円	母子保健法		円
国家公務員共済組合法		円	労働安全衛生法		円
地方公務員等共済組合法		円	高齢者の医療の確保に関する法律		円
計		円	計		円
		健康診査に係る診療収入合計		⑭	円
(記載上の注意事項)					
○ ⑤が⑭と一致すること。					
5 予防接種に係る診療収入の証明					
定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの			
定期接種		円	麻疹		円
臨時接種		円	風しん		円
		円	インフルエンザ		円
		円	おたふくかぜ		円
		円			円
計		円	計		円
		予防接種に係る収入合計		⑮	円
(記載上の注意事項)					
○ ⑥が⑮と一致すること。					

改正前					
(記載上の注意事項)					
(1) 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の診療について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名等の別に記載すること。					
(2) 収入金額計①～⑧の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益及び附帯業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。					
2、3 (略)					
4 健康診査に係る診療収入の証明					
健康保険法		円	私立学校教職員共済法		円
船員保険法		円	学校保健安全法		円
国民健康保険法		円	母子保健法		円
国家公務員共済組合法		円	労働安全衛生法		円
地方公務員等共済組合法		円	高齢者の医療の確保に関する法律		円
計		円	計		円
		健康診査に係る診療収入合計		⑬	円
(記載上の注意事項)					
○ ③が⑬と一致すること。					
5 予防接種に係る診療収入の証明					
定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの			
定期接種		円	麻疹		円
臨時接種		円	風しん		円
		円	インフルエンザ		円
		円	おたふくかぜ		円
		円			円
計		円	計		円
		予防接種に係る収入合計		⑪	円
(記載上の注意事項)					
○ ④が⑪と一致すること。					

改 正 後			
6 助産に係る診療収入の証明			
	分娩件数	助産に係る収入金額	
自由診療のうち助産に係る収入	⑳ 件	㉑	円
分娩件数 (㉒) × 50万円		㉓	円
(記載上の注意事項) ○ ㉑が㉒又は㉓の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。			
添付資料 ○ 診療報酬規程			
7 介護保険法のサービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の証明			
第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計 ㉔	円
(記載上の注意事項) ○ ㉔が㉕と一致すること。			
8 障害福祉サービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の明細			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計 ㉕	円
(記載上の注意事項) ○ ㉕が㉖と一致すること。			

改 正 前			
6 助産に係る診療収入の証明			
	分娩件数	助産に係る収入金額	
自由診療のうち助産に係る収入	㉑ 件	㉒	円
分娩件数 (㉓) × 50万円		㉔	円
(記載上の注意事項) ○ ㉑が㉒又は㉔の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。			
添付資料 ○ 診療報酬規程			
7 介護保険法のサービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の証明			
第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計 ㉑	円
(記載上の注意事項) ○ ㉑が㉒と一致すること。			
8 障害福祉サービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の明細			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計 ㉒	円
(記載上の注意事項) ○ ㉑が㉒と一致すること。			

改正後				改正前															
証明願記3に係る添付書類 申請者名 _____ 住 所 _____ 以下のとおり相違ありません。 <u>本来業務に係る収入金額及び費用の額</u> の明細(自令和 年 月 日 至令和 年 月 日)				証明願記3に係る添付書類 申請者名 _____ 住 所 _____ 以下のとおり相違ありません。 <u>経費の額等</u> の明細 (自令和 年 月 日 至令和 年 月 日)															
										患者のために直接必要な経費の額									
										病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名		<u>本来業務に係る収入金額(A)</u>		<u>本来業務に係る費用の額(B)</u>		割合 <u>A/B</u>			
		円		円		%		病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名等		医療診療により収入する金額		医師、看護師等の給与		医療の提供に要する費用(投薬費を含む)		合計		割合 <u>①/②</u>	
		円		円		%				円		円		円		円		%	
						%												%	
						%												%	
合 計		①		②		%		合 計		①						②		%	
(記載上の注意事項) ① 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の <u>本来業務に係る収入金額及び費用の額</u> について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。 ② <u>本来業務に係る収入金額の合計①</u> が、損益計算書の <u>本来業務事業損益に係る事業収益の金額</u> と一致すること。 ③ <u>本来業務に係る費用の額の合計②</u> が、損益計算書の <u>本来業務事業損益に係る事業費用の金額</u> と一致すること。				(記載上の注意事項) ① 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の <u>診療</u> について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名 <u>等</u> の別に記載すること。 ② <u>医療診療により収入する金額合計①</u> が、損益計算書の「 <u>医業収益</u> 」の <u>合計額</u> と一致すること。 ③ <u>患者のために直接必要な経費の額合計②</u> が、損益計算書の「 <u>医業費用</u> 」の <u>合計額</u> と一致すること。															
添付書類 (略)				添付書類 (略)															

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第 1 （略） 第 2 移行計画の認定の要件 平成 29 年改正法による改正後の平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 1 項の規定により移行計画の認定を行うに当たっては、同条第 4 項に定める要件について、次のとおり、審査を行うものとする。 1 ～ 3 （略） 4 運営に関する要件（同項第 4 号及び改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「施行規則」という。）第 57 条の 2） (1) ～ (5) （略） (6) <u>次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（トに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の 100 分の 80 を超えること。</u>	第 1 （略） 第 2 移行計画の認定の要件 平成 29 年改正法による改正後の平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 1 項の規定により移行計画の認定を行うに当たっては、同条第 4 項に定める要件について、次のとおり、審査を行うものとする。 1 ～ 3 （略） 4 運営に関する要件（同項第 4 号及び改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「施行規則」という。）第 57 条の 2） (1) ～ (5) （略） (6) <u>社会保険診療に係る収入金額、健康増進事業に係る収入金額、予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。）に係る収入金額、助産に係る収入金額、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定に基づく保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第 26 条第 2 項第 4 号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 6 条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者</u>

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務（ホの保険給付に係る業務をいう。）及び障害福祉サービス等に係る業務（への給付費の支給等に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知）において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の合計額をいう。

（イ） 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額

（ロ） 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診

特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。（施行規則第57条の2第1項第2号イ）

（新設）

イ 「社会保険診療」とは、租税特別措置法第26条第2項に規定する社会保険診療をいい、これに係る収入金額には、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報

療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね 1 0 0 分の 1 0 以下の場合に限る。）を含む。）

- ロ 健康増進事業（健康増進法（平成 1 4 年法律第 1 0 3 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）

酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 100 分の 10 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含むものであること。

- ロ 「健康増進事業」とは、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業をいい、これに係る収入金額とは、以下(イ)から(ヌ)に掲げるものについて、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されているものに限るものであること。
- (イ) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 150 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査
- (ロ) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 111 条第 1 項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査
- (ハ) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査
- (ニ) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 98 条第 1 項の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査
- (ホ) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 112 条第 1 項の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
- (ヘ) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 26 条第 1 項の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
- (ト) 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 5 条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第 11 条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
- (チ) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条の規定

ハ <u>予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号）に定める予防接種に係る収入金額</u> ニ <u>助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1 の分娩^{べん}に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えるときは、50 万円を限度とする。）</u> ホ <u>介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第 26 条第 2 項第 4 号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）</u> ヘ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 6 条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療</u>	<u>により市町村が行う健康診査</u> <u>(リ) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条各項の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第 66 条の 2 の規定により労働者が自ら受ける健康診断</u> <u>(ス) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条又は第 26 条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第 125 条第 1 項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査</u> ハ <u>「その他厚生労働大臣が定める予防接種」とは、告示により定める以下のものをいう。</u> <u>(イ) 麻しんに係る予防接種（予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等（以下「定期の予防接種等」という。）を除く。）</u> <u>(ロ) 風しんに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）</u> <u>(ハ) インフルエンザに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）</u> <u>(ニ) おたふくかぜに係る予防接種</u> ニ <u>「助産に係る収入金額」は、社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除き、一の分娩に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えるときは、50 万円を限度とする。</u> ホ <u>「全収入金額」とは、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益に係る事業収益の合計額をいう。</u> <u>（新設）</u>
---	--

養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額

ト 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

（新設）

なお、「健康増進事業に係る収入金額」は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

（新設）

（イ）健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第1項の規定により保険者が行う健康診査

（ロ）船員保険法（昭和14年法律第73号）第111条第1項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査

（ハ）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項の規定により保険者が行う健康診査

（ニ）国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第98条第1項の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査

（ホ）地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第112条第1項の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連

合会が行う健康診査

(ハ) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 26 条第 1 項の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査

(ト) 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 5 条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第 11 条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断

(チ) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条の規定により市町村が行う健康診査

(リ) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条各項の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第 66 条の 2 の規定により労働者が自ら受ける健康診断

(ヌ) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条又は第 26 条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第 125 条第 1 項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査

(7) (略)

(8) 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること。

(7) (略)

(8) 医療診療により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること（施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号ハ）

「医療診療」とは、社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいい、これにより「収入する金額」とは、

第3～第6（略）	<u>損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。</u> <u>「患者のために直接必要な経費の額」とは、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。</u> 第3～第6（略）
----------	---

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）の「別添様式 4」の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																								
別添様式 4 医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類（医療法施行規則附則第 57 条の 2 関係） 令和 年 月 日 法人名： 代表名： 住 所： 以下のとおり相違ありません。 1 ～ 6 （略） 7 <u>医療保健業務に係る</u>収入金額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ） ○ <u>本来業務に係る収入金額の明細</u> <table><thead><tr><th>病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名</th><th>区 分</th><th>支払基金等から受けた収入金額</th><th>患者から受けた収入金額</th><th>収入金額計</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>社会保険診療</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>%</td></tr></tbody></table>	病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合		社会保険診療	円	円	円	%	別添様式 4 医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類（医療法施行規則附則第 57 条の 2 関係） 令和 年 月 日 法人名： 代表名： 住 所： 以下のとおり相違ありません。 1 ～ 6 （略） 7 収入金額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ） <table><thead><tr><th>病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名</th><th>区 分</th><th>支払基金等から受けた収入金額</th><th>患者から受けた収入金額</th><th>収入金額計</th><th><u>診療</u>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>社会保険診療</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>%</td></tr></tbody></table>	病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	<u>診療</u> 割合		社会保険診療	円	円	円	%
病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	割合																				
	社会保険診療	円	円	円	%																				
病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区 分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	<u>診療</u> 割合																				
	社会保険診療	円	円	円	%																				

	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				

	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	その他				

	計				
合 計	社会保険診療			①	⑨
	労災保険診療			②	⑩
	健康診査			③	⑪
	予防接種			④	⑫
	助産			⑤	⑬
	介護事業			⑥	⑭
	障害福祉事業			⑦	⑮
	その他			⑧	
	計				100.0%

施設名	区 分	支払基金等 から受けた 収入金額	患者から 受けた収 入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				

	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計			②	100.0%
○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額（医療保健業務に係るものに限る。）の合計金額の明細					
	区 分	支払基金等 から受けた 収入金額	患者から 受けた収 入金額	収入金額計	割合
合	社会保険診療			③	⑬

計	労災保険診療			④	⑭
	健康診査			⑤	⑮
	予防接種			⑥	⑯
	助産			⑦	⑰
	介護事業			⑧	⑱
	障害福祉事業			⑨	⑲
	補助金等			⑩	⑳
	その他			⑪	
	計				100.0%

(記載上の注意事項)

(1) 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。

(2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び⑫の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。

○ 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額の明細

医療保健業務以外の業務を行う施設名等	医療保健業務以外の業務に係る収入金額
合計	⑫ 円

(記載上の注意事項)

(1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。

(2) 合計①～⑧の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益（社会医療法人に限る。）にかかる事業収益の合計額と一致すること。

7-2 (略)

7-3 健康診査に係る収入の明細

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	②① 円

(記載上の注意事項)

- ⑤が②①と一致すること。

7-4 予防接種に係る収入の明細

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円

7-2 (略)

7-3 健康診査に係る収入の明細

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	③① 円

(記載上の注意事項)

- ③が③①と一致すること。

7-4 予防接種に係る収入の明細

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円

	円	ロタウイルス感染症	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入	<u>⑫</u> 円
		合計	

(記載上の注意事項)

- ⑥が⑫と一致すること。

7-5 助産に係る収入の明細

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に <u>係</u> <u>る</u> 収入	<u>⑬</u> 件	<u>⑭</u> 円
分娩件数 (<u>⑬</u>) × 50万円		<u>⑮</u> 円

(記載上の注意事項)

- ⑦が⑭又は⑮の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7-6 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く）に係る収入の明細

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サー	円		円

	円	ロタウイルス感染症	円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入	<u>⑰</u> 円
		合計	

(記載上の注意事項)

- ④が⑰と一致すること。

7-5 助産に係る収入の明細

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に <u>か</u> <u>かる</u> 収入	<u>⑱</u> 件	<u>⑲</u> 円
分娩件数 (<u>⑱</u>) × 50万円		<u>⑳</u> 円

(記載上の注意事項)

- ⑤が⑲又は㉑の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7-6 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く）に係る収入の明細

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サー	円		円

ビス事業			
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	②⑥ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑧が②⑥と一致すること。

7-7 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		

ビス事業			
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	②① 円

(記載上の注意事項)

○ ⑥が②①と一致すること。

7-7 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		

計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉗ 円

(記載上の注意事項)

○ ㉑が㉗と一致すること。

7-8 補助金等に係る収入金額の明細

補助金等の名称	補助金等に係る収入金額
合計	㉘ 円

(記載上の注意事項)

○ 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るものを記載すること。

○ ㉑が㉘と一致すること。

8 (略)

計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉚ 円

(記載上の注意事項)

○ ㉑が㉚と一致すること。

8 (略)

9 本来業務に係る収入金額及び費用の額（規則附則第57条の2第1項第2号ハ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	<u>本来業務に係る収入金額</u> <u>(A)</u>	<u>本来業務に係る費用の額</u> <u>(B)</u>	割 合 A／B
	円	円	%
			%
			%
合 計	㉔	㉕	%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の本来業務に係る収入金額及び費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。
- 本来業務に係る収入金額の合計㉔が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- 本来業務に係る費用の額の合計㉕が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。

9 医療に係る経費等（規則附則第57条の2第1項第2号ハ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	<u>医療診療により収入する金額</u> <u>(A)</u>	<u>患者のために直接必要な経費の額</u>			割 合 A／B
		<u>医師、看護師等の給与</u>	<u>医療の提供に要する費用（投薬費を含む）</u>	<u>合計</u> <u>(B)</u>	
	円	円	円	円	%
					%
					%
合 計	㉖			㉗	%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 医療診療により収入する金額合計㉖が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。
- 患者のために直接必要な経費の額合計㉗が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

○「医療法人における事業報告書等の様式について」（平成 19 年 3 月 30 日医政指発第 0330003 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
1 ～ 3 （略） 4 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 33 条の 2 の 12 第 1 項第 1 号に掲げる方法により法第 52 条第 1 項の届出を行う場合には、公認会計士等の監査報告書を除き、<u>医療法人経営情報データベースシステム（MCDB）</u> からダウンロードした様式により取り扱われたいこと。 <u>また、MCDBにおいて、Web 画面上の様式に直接情報を入力する方法によることも可能とすること。</u> なお、<u>MCDB</u> から様式をダウンロードする手順、<u>様式をアップロードする手順及びWeb 画面上の様式に直接情報を入力する手順</u>については、別途配布するマニュアル（医療法人用・<u>都道府県</u>用）を参照されたいこと。 様式 1 ～ 3 （略）	1 ～ 3 （略） 4 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 33 条の 2 の 12 第 1 項第 1 号に掲げる方法により法第 52 条第 1 項の届出を行う場合には、公認会計士等の監査報告書を除き、<u>医療機関等情報支援システム（G-MIS）</u> からダウンロードした様式により取り扱われたいこと。 なお、<u>G-MIS</u> から様式をダウンロードする手順については、別途配布するマニュアル（医療法人用・<u>自治体</u>用）を参照されたいこと。 様式 1 ～ 3 （略）

改正後

様式 4－1

法人名 ※医療法人整理番号
所在地 _____

損 益 計 算 書
(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)
(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		
(1)事業費	×××	
(2)本部費	×××	×××
本来業務事業利益		×××
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
附帯業務事業利益		×××
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
収益業務事業利益		×××
事業利益		×××
II 事業外収益		
受取利息	×××	
その他の事業外収益	×××	×××
III 事業外費用		
支払利息	×××	
その他の事業外費用	×××	×××
経常利益		×××
IV 特別利益		
固定資産売却益	×××	
その他の特別利益	×××	×××
V 特別損失		
固定資産売却損	×××	
その他の特別損失	×××	×××
税引当期純利益		×××
法人税・住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益		×××

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

改正前

様式 4－1

法人名 ※医療法人整理番号
所在地 _____

損 益 計 算 書
(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)
(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		
(1)事業費	×××	
(2)本部費	×××	×××
本来業務事業利益		×××
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
附帯業務事業利益		×××
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
収益業務事業利益		×××
事業利益		×××
II 事業外収益		
受取利息	×××	
その他の事業外収益	×××	×××
III 事業外費用		
支払利息	×××	
その他の事業外費用	×××	×××
経常利益		×××
IV 特別利益		
固定資産売却益	×××	
その他の特別利益	×××	×××
V 特別損失		
固定資産売却損	×××	
その他の特別損失	×××	×××
税引当期純利益		×××
法人税・住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益		×××

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 4－2、5 （略）

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 殿

私（注 1）は、医療法人〇〇会の令和〇〇会計年度（令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

様式 4－2、5 （略）

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 殿

私（注 1）は、医療法人〇〇会の令和〇〇会計年度（令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会

監事 〇〇 〇〇

監事 〇〇 〇〇

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会

監事 〇〇 〇〇

監事 〇〇 〇〇

（注１）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注２）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

○「地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について」（平成 29 年 2 月 17 日医政支発 0217 第 3 号）の別添 5 の一部改正
(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 5 監 事 監 査 報 告 書 地域医療連携推進法人〇〇 代表理事 〇〇 〇〇 殿 私（注 1）は、地域医療連携推進法人〇〇の令和〇〇会計年度（令和〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。 監査の方法の概要 私（注 1）は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表（注 2）の監査を実施しました。 記	別添 5 監 事 監 査 報 告 書 地域医療連携推進法人〇〇 代表理事 〇〇 〇〇 殿 私（注 1）は、地域医療連携推進法人〇〇の令和〇〇会計年度（令和〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。 監査の方法の概要 私（注 1）は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表（注 2）の監査を実施しました。 記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
地域医療連携推進法人〇〇〇〇
監事 〇〇 〇〇

注1:監事が複数の場合には、「私たち」とする。

注2:関係事業者との取引がある地域医療連携推進法人については、「関係事業者との取引の状況に関する報告書」、参加法人に対する資金の貸付けを行う地域医療連携推進法人については、「法第70条第2項第3号に規定する支援の状況に関する年度報告書」、出資を行う地域医療連携推進法人は、「法第70条の8第2項に規定する出資の状況に関する年度報告書」をそれぞれ含めるものとする。

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日
地域医療連携推進法人〇〇〇〇
監事 〇〇 〇〇

注1:監事が複数の場合には、「私たち」とする。

注2:関係事業者との取引がある地域医療連携推進法人については、「関係事業者との取引の状況に関する報告書」、参加法人に対する資金の貸付けを行う地域医療連携推進法人については、「法第70条第2項第3号に規定する支援の状況に関する年度報告書」、出資を行う地域医療連携推進法人は、「法第70条の8第2項に規定する出資の状況に関する年度報告書」をそれぞれ含めるものとする。

【 改 正 後 全 文 】
医政指発第1009001号
平成15年10月9日
医政支発0329第2号
平成31年3月29日
医政発1225第17号
令和2年12月25日
最終改正 医政支発0331第4号
令和7年3月31日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局指導課長

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について

租税特別措置法（昭和39年法律第24号）第67条の2第1項に規定する特定の医療法人（以下「特定医療法人」という。）に関する制度改正に伴う新たな取扱いについては、「特定医療法人制度の改正について」（平成15年10月9日医政発第1009008号厚生労働省医政局長通知）をもって通知したところであるが、標記について、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（以下「告示基準」という。別添1参照）を満たすものである旨の厚生労働大臣の証明書（以下「厚生労働大臣の証明書」という。）を別添2として、告示基準のうち第2号イに該当している旨の証明書を別添3として定めたので、御了知の上、適切な対処及び御協力方お願いするとともに、貴管下関係機関等への周知方よろしく願います。

なお、「租税特別措置法第67条の2の規定に基づく大蔵大臣の承認基準に該当することの証明等の取扱いについて」（昭和63年2月2日指第7号）は廃止する。

「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願」の申請要領等

第1 申請書類

証明を受けようとする法人は、一枚目を「申請書類一覧」とし、証明願のほか、以下の証明願記1から5の基準ごとに必要な書類を提出してください。

- 1 証明願記1（社会保険診療の割合に関する基準）及び証明願記2（自費患者に対し請求する金額に関する基準）
 - ・ 付表1（証明願記1及び2に係る添付書類）
 - ・ 前事業年度に係る法人事業税の確定申告書（所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十（六）が添付されているものに限る。）
 - ・ 診療報酬規程
 - 2 証明願記3（医療診療により収入する金額に関する基準）
 - ・ 付表2（証明願記3に係る添付書類）
 - ・ 前事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書）
 - ・ 就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）、定款又は寄附行為の写し
 - 3 証明願記4（年間の給与総額に関する基準）
 - ・ 付表3（証明願記4に係る添付書類）
- ※ 必要に応じ、前事業年度（新たに承認を受けようとする法人にあつては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度を含む。）に係る各役職員の給与簿の提出を求める場合があります。
- 4 証明願記5（医療施設に関する基準）
 - ・ 該当する項目に関する、都道府県知事又は指定都市の市長の証明書
- ※ 別添3「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号の規定に基づく厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち医療施設等に関する基準に該当することの証明願」により、該当する項目に関し、証明の対象となる医療施設を所管する都道府県知事又は指定都市の市長の証明を受けてください。
- 5 証明願記6（差額ベッドの割合に関する基準）
 - ・ 付表4（証明願記6に係る添付書類）
 - ・ 前事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供（入院医療に係るもの）に係る届出状況報告書（別紙様式4-1）の写し

第2 記載要領

- ・ 書類の作成に当たっては、付表に記載されている注意事項に留意してください。
- ・ 付表1、2及び4は、複数の病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を有している場合には、それぞれごとに記載してください。
- ・ 記載しきれない場合には、別葉に新たに欄を設けて使用してください。

第3 注意事項

- ・ 当該証明願及び添付書類は、正本及び副本各1通を法人を所轄する地方厚生局に提出してください。

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準

(平成15年厚生労働省告示第147号)

第一条 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（(7)に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の100分の80を超えること。

- (1) 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）
- (2) 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）
- (3) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額
- (4) 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩^{べん}に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する

特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額

- (7) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの
 - ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
 - ハ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。
 - ニ 役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えないこと。
- 二 その医療法人の医療施設が次のいずれにも該当すること。
- イ その医療施設のうち一以上のものが、病院を開設する医療法人にあつては(1)又は(2)に、診療所のみを開設する医療法人にあつては(3)に該当すること。
 - (1) 40人以上（専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院にあつては、30人以上）の患者を入院させるための施設を有すること。
 - (2) 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
 - (3) 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - ロ 各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

第二条 前条第1号イに規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院の業務並びに医療法（昭和23年法律第205号）第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する
厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者名 _____

住 所 _____

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

記

- 1 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（(7)に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の100分の80を超えること。
 - (1) 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）
 - (2) 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）
 - (3) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額
 - (4) 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩^{べん}に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）
 - (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）
 - (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額
 - (7) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの
- ※ 本項に規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院の業務並びに医療法（昭和23年法律第205号）第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。
- 2 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- 3 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。
- 4 役職員一人につき年間の給与総額（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の総額をいう。）が3,600万円を超えないこと。
- 5 その医療施設のうち一以上のものが、次のいずれかに該当すること。（該当する項目欄の□を塗りつぶすこと。）

- ☐ 病院であって、40人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - ☐ 専ら皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院であって、30人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - ☐ 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
 - ☐ 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
- 6 各医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。

令和 年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 印

証 明 願 記 1 及 び 2 に 係 る 添 付 書 類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

1 医療保健業務による収入金額の明細 (自令和 年 月 日 至令和 年 月 日)

○ 本来業務に係る収入金額の明細

病院、診療所、 介護老人保健施設 及び介護医療院名	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
合計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	計			①	100%

○ 附帯業務に係る収入金額(医療保健業務に係るものに限る。)の明細

施設名	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
合計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	自由診療等				
	計			②	100%

○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額(医療保健業務に係るものに限る。)の合計金額の明細

	区分	支払基金等から受 けた収入金額	患者から受けた収 入金額	収入金額計	割合
合計	社会保険診療	円	円	③ 円	⑬ %
	労災保険診療			④	⑭
	健康診査			⑤	⑮
	予防接種			⑥	⑯
	助産			⑦	⑰
	介護事業			⑧	⑱
	障害福祉事業			⑨	⑲
	補助金等			⑩	⑳
	自由診療等			⑪	
	計				100%

(記載上の注意事項)

- 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の医療保健業務による収入金額について本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び⑫の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。

○ 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務による収入金額の明細

医療保健業務以外の業務を行う施設名等	医療保健業務以外の業務に係る収入金額
合計	⑫ 円

2 自費患者に対し請求する金額

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・同一基準による。
- ・同一基準によらない。

3 労働者災害補償保険法に係る患者の診療報酬

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当するものを○で囲むこと。

- ・同一基準による。
- ・同一基準によらない。

4 健康診査に係る診療収入の証明

健康保険法	円	私立学校教職員共済法	円
船員保険法	円	学校保健安全法	円
国民健康保険法	円	母子保健法	円
国家公務員共済組合法	円	労働安全衛生法	円
地方公務員等共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
計	円	計	円
		健康診査に係る診療収入合計 ⑭	円

(記載上の注意事項)

○ ⑤が⑭と一致すること。

5 予防接種に係る診療収入の証明

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
	円		円
計	円	計	円
		予防接種に係る収入合計 ⑮	円

(記載上の注意事項)

○ ⑥が⑮と一致すること。

6 助産に係る診療収入の証明

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に係る収入	㉓ 件	㉔ 円
分娩件数(㉓)×50万円		㉕ 円

(記載上の注意事項)

- ㉔が㉕又は㉕の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の証明

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計 ㉖	円

(記載上の注意事項)

- ㉖が㉖と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業(社会保険診療に含まれるものを除く。)に係る収入の明細

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計 ㉗	円

(記載上の注意事項)

- ㉗が㉗と一致すること。

9 補助金等に係る収入の明細

補助金等の名称	補助金等に係る収入金額
合計	㊸ 円

(記載上の注意事項)

- 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金(固定資産の取得に充てるためのものを除く。)に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るものを記載すること。
- ㊸が㊹と一致すること。

添付書類

- 上記「1 診療収入の明細」の事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。)
- 診療報酬規程

証 明 願 記 3 に 係 る 添 付 書 類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

本来業務に係る収入金額及び費用の額の明細（自令和 年 月 日 至令和 年 月 日）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	本来業務に係る収入金額(A)	本来業務に係る費用の額(B)	割合 A/B
	円	円	%
			%
			%
合 計	①	②	%

（記載上の注意事項）

- ① 前事業年度（新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）の本来業務に係る収入金額及び費用の額について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。
- ② 本来業務に係る収入金額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- ③ 本来業務に係る費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。

添付書類

- 上記「経費の額等の明細」の事業年度の決算書類（財産目録、収支（損益）計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書）
- 就業規則、給与（退職給与を含む。）規則（給与の額が定められているものに限る。）、定款又は寄附行為の写し
- ※ 新たに承認を受けようとする法人で、法人税率の軽減を受けようとする事業年度に給与規則の改正を行っている場合は、改正前の給与規則と併せて改正後の給与規則及び改正があったことを証する書類（理事会の議事録等）も添付すること。

証明願記4に係る添付書類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

役職員に対する給与明細（自令和 年 月 日 至令和 年 月 日）

[illegible]

(記載上の注意事項)

- ① 前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあっては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)の診療について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名等の別に記載すること
- ② 新たに承認を受けようとする法人にあっては、備考欄に、法人税率の軽減を受けようとする事業年度の給与支給予定総額を記載すること。
- ③ 役付名の欄には、院長、看護師長及び事務長等の病院等における職務を記載すること。
- ④ 給与支給総額には、すべての手当等の金額が含まれること。
- ⑤ 役員と職員を兼ねている場合は、それぞれの役付ごとに記載すること。
- ⑥ 損益計算書の「常勤職員給与費」、「非常勤職員給与費」及び「役員給与費」に係る役員・職員を全員記入すること。
- ⑦ 前事業年度の給与支給総額の合計②が、損益計算書の「各給与費」の合計額と一致すること。

証 明 願 記 6 に 係 る 添 付 書 類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

特別の療養環境に係る病床の明細（自令和 年 月 日 至平令和 年 月 日）

病院、診療所、 介護老人保健施設 及び介護医療院名等	差額料あり①	差額料なし②	差額ベッド割合
	床	床	%
合計			③

- （記載上の注意事項）
- ① 前事業年度（新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間）に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告の基準日における状況について病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名の別に記載すること。
 - ② 新たに承認を受けようとする法人にあつては、法人税率の軽減を受けようとする事業年度について記載すること。
 - ③ 介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
 - ④ 介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、特別な療養室に係る定員数を①に記載し、それ以外の定員数を②に記載すること。なお、その場合であっても、全体の定員数に対する特別な療養に係る定員の割合は30%以下でない要件を満たさないので留意すること。

添付書類

- 上記「特別の療養環境に係る病床の明細」の事業年度に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供（入院医療に係るもの）に係る届出状況報告書（別紙様式4－1）の写し

申請書類一覧

◎該当する書類にチェックをしてください。

	申請書類	備考
☐	証明願	
☐	付表 1 (証明願記 1 及び 2 に係る添付書類)	
☐	付表 2 (証明願記 3 に係る添付書類)	
☐	付表 3 (証明願記 4 に係る添付書類)	
☐	付表 4 (証明願記 6 に係る添付書類)	
☐	前事業年度に係る法人事業税の確定申告書(所得金額に関する計算書及び医療法人等に係る所得金額の計算書又は法人税の明細書別表十(六)が添付されているものに限る。)	
☐	診療報酬規程	
☐	前事業年度の決算書類(財産目録、収支(損益)計算書、貸借対照表、剰余金処分計算書)	
☐	就業規則、給与(退職給与を含む。)規則(給与の額が定められているものに限る。)、定款又は寄附行為の写し	
☐	証明願記 5 中該当する項目に関する、都道府県知事又は指定都市の市長の証明	
☐	前事業年度(新規申請法人にあっては当該年度)に係る厚生労働省が実施する施設基準の届出状況等の報告における特別の療養環境の提供(入院医療に係るもの)に係る届出状況報告書(別紙様式 4-1)の写し	

※ 当該証明願及び添付書類は、正本及び副本各 1 通を法人を所轄する地方厚生局に提出してください。

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準のうち第2号イに該当している旨の証明願

申請者名 _____

住 所 _____

令和 年 月 日

知事・市長 殿

次の記載事項が事実と相違ないことを証明願います。

記

1 証明の対象となる医療施設

- (1) 名称
(2) 所在
(3) 標榜する診療科目

2 証明を受けようとする事実（下記のうち証明を受けようとする項目の□欄を塗りつぶすこと。）

区分欄		基 準	
(1)		☐	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項）であって、40人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
(2)	イ	☐	専ら（皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科）科の診療を行う病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項）であって、30人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
		☐	救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき、救急病院である旨を告示されていること。
	ハ	① ☐	救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急診療所である旨を告示されていること。
		② ☐	15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

（注意事項）

- ・ 申請先の知事・市長は適宜、不要なほうを削除してください。
- ・ 上記区分欄の（1）に該当する場合は、（2）について証明を受ける必要はないこと。
- ・ 証明を受けようとする事実に応じ、（1）に該当する場合は付表1を、（2）イに該当する場合は付表1及び付表2を、（2）ロ又はハ①に該当する場合は付表3を、（2）ハ②に該当する場合は付表1を添付すること。

付表記載事項等を調査した結果、上記の記載事項は事実と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

証明者 _____ 印

証明を受けようとする医療施設に係る明細書

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

入院施設の明細

病床区分	室数	病床数
一般病床		
療養病床		
精神病床		
感染症病床		
結核病床		
合計		

(記載上の留意事項)

- ① 患者収容定員数（病床数）については、当該医療施設が医療法第27条の規定に基づき使用許可を受けている許可病床の数を記載すること。
- ② 当該医療施設が開設されていない場合は、医療法人設立認可の際の開設予定病床数又は開設許可を受けている病床数をもってこれに代えること。この場合、開設予定又は開設許可病床数が使用許可病床数と相違することのないよう留意すること。

※ 当該医療施設に係る使用許可証（当該医療施設が開設されていない場合は、医療法人設立認可証又は開設許可証）を添付すること。

証明を受けようとする事実（２）イに係る添付書類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

1 診療科名(該当するものすべての番号を○で囲むこと)

1 内科 2 心療内科 3 精神科 4 神経科 5 呼吸器科 6 消化器科 7 循環器科
 8 アレルギー科 9 リウマチ科 10 小児科 11 外科 12 整形外科 13 形成外科
 14 美容外科 15 脳神経外科 16 呼吸器外科 17 心臓血管外科 18 小児外科 19 皮膚泌尿器科
 20 性病科 21 こう門科 22 産婦人科 23 眼科 24 耳鼻いんこう科 25 気管食道科
 26 リハビリテーション科 27 放射線科 28 歯科 29 矯正歯科 30 小児歯科
 31 歯科口腔外科 32 神経内科 33 胃腸科 34 皮膚科 35 泌尿器科 36 産科 37 婦人科
 38 麻酔科

2 皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療に係る実績等

(1) 担当常勤医師の氏名

診療科名	氏名

(2) 診療の実績(平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)

診療科名	年間診療患者数	1日平均入院患者数
皮膚泌尿器科		
眼科		
整形外科		
耳鼻いんこう科		
歯科		
合計		
全診療科		

(記載上の留意事項)

前事業年度(新設法人の第1回事業年度にあつては、事業年度開始の日から申請のときまでの期間)について記載すること。

(3) 看護職員数

診療科名	看護職員	
	専従者	他診療科との兼務
皮膚泌尿器科		
眼科		
整形外科		
耳鼻いんこう科		
歯科		
合計		
全診療科		

証明を受けようとする事実（２）ロ又はハに係る添付書類

申請者名 _____

住 所 _____

以下のとおり相違ありません。

1 指定を受けている医療施設の種別（いずれか該当するものを○で囲むこと。）

- ・ 救急病院
- ・ 救急診療所

2 告示年月日等

昭和・平成・令和 年 月 日 県告示第 号

※ 救急病院等を定める省令第2条第1項の規定に基づき、救急病院又は救急診療所である旨を告示されていることを証する書類（都道府県公報の写し又は指定書）を添付すること。

【改正後全文】

医政支発 0929 第 1 号

平成 29 年 9 月 29 日

医政支発 1213 第 3 号

平成 30 年 12 月 13 日

医政支発 0329 第 2 号

平成 31 年 3 月 29 日

医政支発 0330 第 1 号

令和 2 年 3 月 30 日

医政支発 0930 第 1 号

令和 2 年 9 月 30 日

医政発 1225 第 17 号

令和 2 年 12 月 25 日

医政支発 0528 第 2 号

令和 3 年 5 月 28 日

医政支発 0519 第 3 号

令和 5 年 5 月 19 日

最終改正 医政支発 0331 第 4 号

令和 7 年 3 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長

持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について

平成 29 年 6 月 14 日に公布された医療法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 57 号。以下「平成 29 年改正法」という。）により、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号。以下「平成 18 年改正法」という。）の一部が改正され、持分の定めのない医療法人への移行計画の認定制度に係る認定要件の追加等の規定が同年 10 月 1 日から施行されました。これに関して、同年 9 月 27 日に医療法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 101 号。以下「改正省令」という。）が公布され、また、同年 9 月 29 日に医療法施行規則第五十七条の二第一項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定

める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号。以下「告示」という。）が公布されました。

さらに、令和 3 年 5 月 28 日に公布された良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「令和 3 年改正法」という。）により延長されておりましたが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号。以下「令和 5 年改正法」という。）が本日（令和 5 年 5 月 19 日）公布され、同認定制度が令和 8 年 12 月 31 日まで延長（公布日施行）されました。

具体的な同認定制度の取扱いについては、下記のとおりであり、本日までに認定を受けている医療法人及び認定の申請を行っている医療法人についても同様の取扱いとなりますので、御了知の上、医療法人への指導、助言により一層の御配慮をお願いします。

記

第 1 趣旨及び概要

医療法人の非営利性の徹底については、平成 18 年改正法によりいわゆる「持分の定めのない医療法人」を原則としたところ、持分の定めのない医療法人への移行は少しずつ進んではいるものの、依然として持分の定めのある医療法人が全医療法人の 8 割程度を占め、引き続き移行の促進が必要な状況である。平成 29 年改正法により、平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 に基づく移行計画の認定（以下「移行計画認定制度」という。）について、認定の期限を延長するとともに、適正な運営が確保された医療法人への援助を強化するために認定要件の見直し等を行った。その概要は以下のとおりである。

1 認定の期限の延長（平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 5 項関係）

厚生労働大臣が持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定を行うことができる期限を平成 32 年（令和 2 年）9 月 30 日まで延長すること（令和 3 年改正法及び令和 5 年改正法により令和 8 年 12 月 31 日まで延長。）。

2 認定要件の追加（同附則第 10 条の 3 第 4 項関係）

移行計画の認定の要件に、持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人が、その運営に関し、社員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであることその他の厚生労働省令で定める要件に適合するものであることを追加すること。

3 認定の失効時期（同附則第 10 条の 6 関係）

2 に係る改正規定が施行された日以後に持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人が移行計画の認定を受けた場合には、その認定は当該医療法人が

持分の定めのない医療法人になった日から6年を経過したときに効力を失うものとする。

4 認定医療法人への支援及び認定医療法人からの報告（同附則第10条の7及び第10条の8関係）

2に係る改正規定が施行された日以後に移行計画の認定を受けた医療法人（以下「認定医療法人」という。）に対し、当該認定医療法人の移行が完了した日から6年を経過する日までの間、移行後の当該認定医療法人の運営の安定のために必要な助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助を行うよう努めることとし、当該認定医療法人は、その間運営の状況について厚生労働大臣に報告しなければならないものとする。

また、平成29年4月1日から施行された所得税法等の一部を改正する法律（平成29年法律第4号）において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）が改正され、移行計画認定制度への税制措置が延長され、拡充されたところである。これにより、これまでの出資者等に係る相続税等の猶予等に加え、認定医療法人は、移行に伴い出資者等が持分放棄したことにより経済的利益を受けても相続税法（昭和25年法律第73号）第66条第4項に基づく贈与税を課されないこととなった（詳細は、第7「移行計画に関連する税制措置」を参照）。

なお、認定医療法人並びにその持分を有する出資者及びその相続人（以下「出資者等」という。）は、移行計画の達成や移行後の持分の定めのない医療法人の運営の安定に向けて、助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助を受けることができるが、これらの援助を必要としない医療法人については、移行計画認定制度による移行計画の認定を受けることなく、従来どおり、定款の変更により持分の定めのない医療法人へ移行することができるものである。

第2 移行計画の認定の要件

平成29年改正法による改正後の平成18年改正法附則第10条の3第1項の規定により移行計画の認定を行うに当たっては、同条第4項に定める要件について、次のとおり、審査を行うものとする。

1 社員総会における議決（平成18年改正法附則第10条の3第4項第1号）

移行計画が当該申請に係る持分の定めのある医療法人の社員総会において議決されたものであること。

2 有効性及び適切性（同項第2号）

当該申請に係る持分の定めのある医療法人の出資者、社員その他法人の関係者において十分な理解と検討のもとに移行計画が作成されていること、出資者等の持分の放棄等の見込みが確実と判断されること、認定を受けた後の移行に向けた取組の予定について移行の期限までに実行可能と判断されること等、移行計画の有効性及び適切性に疑義がないこと。

3 移行期限（同項第3号）

移行計画に記載された移行の期限が、当該認定の日から起算して5年を超えないものであること（ただし、変更認定の場合には、当初認定の日から起算して5年を超えないものであること。）。

4 運営に関する要件（同項第4号及び改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「施行規則」という。）第57条の2）

(1) その事業を行うに当たり、社員、理事、監事、使用人その他の当該医療法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること（施行規則第57条の2第1項第1号イ）。

イ 「当該医療法人の関係者」とは、次に掲げるものとする。

(イ) 当該医療法人の理事、監事、これらの者に準じ当該医療法人が任意に設置するもの又は使用人

(ロ) 出資者（持分の定めのない医療法人に移行した後には、従前の出資者であって持分を放棄した者を含む。）

(ハ) 当該医療法人の社員

(ニ) (イ)から(ハ)までに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

(ホ) (イ)から(ハ)までに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(ヘ) (イ)から(ハ)までに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

(ト) (ホ)又は(ヘ)に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしている者

ロ 当該医療法人がイに掲げる者に、例えば次のいずれかの行為をすると認められ、その行為が社会通念上不相当と認められる場合には、特別の利益を与えているものと判断する。

(イ) 当該医療法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。

(ロ) 当該医療法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること。

(ハ) 当該医療法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。

(ニ) 当該医療法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。

(ホ) これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること。

(ヘ) これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該医療法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること。

(ト) これらの者に対して、当該医療法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該医療法人の他の従業員に比し過大な給与等を支

払うこと。

(フ) これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け（当該医療法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。）をすること。

(リ) 契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。

(ヌ) 事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。

(2) その理事及び監事（以下「理事等」という。）に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該医療法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること（施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号ロ）

理事等に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。理事等が当該医療法人の使用人として給与、賞与等を受ける場合は、理事等の報酬等と使用人として受ける給与、賞与等を併せて評価するものとする。

(3) その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人等に対し、当該公益法人等が行う公益目的の事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない（施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号ハ）。

「特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者」とは、次に掲げる者とする。

イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して、当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 4 号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

(4) 毎会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）の末日における遊休財産額は、直近に終了した会計年度の損益計算書に計上する事業（医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うものを除く。）に係る費用の額を超えてはならないこと（施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号ニ）。

イ 「遊休財産額」は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から次の(イ)から(ホ)までに掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額（貸借対照表（医療法人における事業報告書等の様式について（平成 19 年医政指発第 0330003 号。以下「事業報告書等通知」という。））の 1 の(3)に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。）の資産の総額に対する割合（貸借対照表の純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合をいう。ただし、評価・換算差額等を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額及び資産の部の合計額からそれぞれ控除するものとする。）を乗じて得た額とする。

なお、当該医療法人の経理は、その法人が行う業務の種類及び規模に応じて、その内容を適正に表示するに必要な帳簿書類を備えて、収入及び支出並びに資産及び負債の明細が適正に記帳されていなければならない。

(イ) 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産

(ロ) 法第 42 条各号に規定する業務の用に供する財産

(ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる業務を行うために保有する財産（現に使用されていないが、(イ)及び(ロ)に掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産とし、業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

(ニ) (イ)及び(ロ)に掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（以下「減価償却引当特定預金」という。）であって、以下の要件を満たすもの

a 減価償却費に対応する資産の取得又は改良に充てるための資金に限るものとし、減価償却累計額を上限とする。

b 貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。

資産の部 減価償却引当特定預金(固定資産のその他の資産に掲記)

c 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない事実があった場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

(ホ) 将来の特定の事業（定款に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及び(ニ)の資金を除く。）する費用に係る支出に充

てるために保有する資金（以下「特定事業準備資金」という。）であって、以下の要件を満たすもの

- a 当該資金の目的である事業が、定款において定められていること。
- b 当該資金の額が合理的に算定されていること。
- c 当該資金の目的である事業ごとに、貸借対照表において次の科目をもって掲記し、他の資金と明確に区分して経理されていること。
 - (a) 資産の部 ○○事業特定預金(固定資産のその他の資産に掲記)
 - (b) 純資産の部 ○○事業積立金(利益剰余金その他利益剰余金に掲記)

- d 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること。ただし、正当な理由がないのに当該資金の目的である事業を行わない事実があった場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、当該資金の額を取り崩さなければならないこと。

ロ 「費用の額」とは、損益計算書（医療法人における事業報告書等の1の(4)に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいうものとする。

- (5) 法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠蔽し、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと（施行規則第57条の2第1項第1号ホ）

イ 当該要件は、申請日の属する会計年度及び前会計年度について申請日の前日までの間において該当する事実がないことを確認する。

ロ 「法令に違反する事実」とは、例えば、医療に関する法令の場合には次に掲げるいずれかの事実がある場合をいうものとする。

(イ) 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

(ロ) 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

(ハ) 法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

(ニ) 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは同条第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員の解任の勧告が発せられた場合

(ホ) その他(イ)から(ニ)までに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

- (6) 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（トに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の100分の80を超え

ること。

※ 医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務（ホの保険給付に係る業務をいう。）及び障害福祉サービス等に係る業務（への給付費の支給等に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和7年3月31日医政発0331第90号厚生労働省医政局長通知）において掲げる業務であること。

また、医療保健業務に係る収入金額は、次に掲げる事業収益の合計額をいう。

(イ) 損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額

(ロ) 損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の額（医療保健業務に係るものに限る。）

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）

ロ 健康増進事業（健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）

ハ 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額

ニ 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩^{べん}に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）

ホ 介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）

ヘ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第2

4 条の 2 に規定する障害児入所給付費、同法第 2 4 条の 7 に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第 2 4 条の 2 5 に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額

ト 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

なお、「健康増進事業に係る収入金額」は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

- (イ) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 150 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査
- (ロ) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 111 条第 1 項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査
- (ハ) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査
- (ニ) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 98 条第 1 項の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査
- (ホ) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 112 条第 1 項の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
- (ヘ) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 26 条第 1 項の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
- (ト) 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 5 条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第 11 条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断
- (チ) 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条の規定により市町村が行う健康診査
- (リ) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条各項の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第 66 条の 2 の規定により労働者が自ら受ける健康診断
- (ヌ) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条又は第 26 条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第 125 条第 1 項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査

(7) 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること（施行規則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号ロ）

イ 「自費患者」とは、社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る

る患者以外の患者をいう。

ロ 「社会保険診療報酬と同一の基準」とは、次に掲げるもののほか、その法人の診療報酬の額が診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）の別表に掲げる療養について、同告示及び健康保険法の施行に関する諸通達の定めるところにより算定した額程度以下であることの定めがされており、かつ、報酬の徴収が現にその定めに従ってされているものであること。

(イ) 公害健康被害者に係る診療報酬及び予防接種により健康被害者に係る診療報酬にあつては、法令等に基づいて規定される額

(ロ) 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金として診療報酬規程に定められた額を超えない額

(8) 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の額をいう。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）（損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の額をいう。）に 100 分の 150 を乗じて得た額の範囲内であること。

第 3 移行計画の認定に当たっての留意事項

1 認定申請に関する事項（平成 18 年改正法附則第 10 条の 3）

(1) 移行計画の認定を受けようとする持分の定めのある医療法人は、次の書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。

イ 移行計画認定申請書（施行規則第 56 条第 1 項／附則様式第 1）

別添様式 1

ロ 移行計画（施行規則第 56 条第 1 項及び第 2 項／附則様式第 2）

別添様式 2

ハ 定款（平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 3 項第 1 号）

ニ 出資者名簿（平成 18 年改正法附則第 10 条の 3 第 3 項第 2 号及び施行規則第 57 条第 1 項／附則様式第 3） 別添様式 3

ホ 社員総会の議事録（施行規則第 57 条第 2 項第 1 号）

ヘ 直近の三会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書（施行規則第 57 条第 2 項第 2 号）

ト 施行規則第 57 条の 2 第 1 項各号に定める要件に該当する旨を説明する書類（以下「運営に関する要件該当の説明書類」という。）（施行規則第 57 条第 2 項第 3 号） 別添様式 4

(2) 厚生労働大臣は、提出のあった認定申請関係書類を審査し、必要に応じて、医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県に当該法人の法令違反その他の第 2 の 4「運営に関する要件」について事実確認を行い、または実地調査を行った上で認定の可否を判断する。その後、認定の旨又は認定をしない旨を書面によって

通知する。

2 変更認定申請に関する事項（平成 18 年改正法附則第 10 条の 4 第 1 項及び第 5 項）

- (1) 移行計画の変更認定を受けようとする認定医療法人は次の書類を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、移行計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、変更認定を受けることを要しない。

- イ 移行計画変更認定申請書（施行規則第 58 条第 1 項／附則様式第 4）
別添様式 5
- ロ 変更後の移行計画（施行規則第 58 条第 2 項第 1 号）
- ハ 変更前の移行計画の写し（施行規則第 58 条第 2 項第 2 号）
- ニ 移行計画の認定を受けたことを証明する書類（認定通知書）の写し（施行規則第 58 条第 2 項第 3 号）
- ホ 社員総会の議事録（施行規則第 58 条第 2 項第 4 号）
- ヘ 運営に関する要件該当の説明書類（施行規則第 58 条第 2 項第 5 号）
- ト 出資者の氏名及び住所が記載された書類（出資者名簿等）（施行規則第 58 条第 2 項第 6 号）

- (2) 合併に伴い移行計画を変更する場合には、上記(1)の書類に加えて、次の書類を提出しなければならない（施行規則第 58 条第 2 項第 6 号）。

- イ 出資者名簿（合併後）
- ロ 定款（合併後）
- ハ 定款変更認可書の写し
- ニ 医療法人合併認可書の写し
- ホ 合併したことを証明できる書類（社員総会議事録、合併協議会の議事録等）

- (3) 厚生労働大臣は、提出のあった変更認定の申請関係書類を審査し、必要に応じて、医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県に当該法人の法令違反その他の第 2 の 4 「運営に関する要件」について事実確認を行い、または実地調査を行った上で認定の可否を判断する。その後、変更認定の旨又は変更認定をしない旨を書面によって通知する。ただし、合併後の医療法人が運営に関する要件を満たしていない場合には、平成 18 年改正法附則第 10 条の 4 第 2 項及び施行規則第 59 条第 1 号に基づき当初の認定を取り消すこととする。

3 認定医療法人の実施状況報告等に関する事項（平成 18 年改正法附則第 10 条の 8）

- (1) 認定医療法人は、移行計画に記載する移行期限内で、かつ、持分の定めのない医療法人への移行を完了するまでの間、認定を受けた日から起算して 1 年を経過するごとに、その経過する日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、移行計画の進捗状況を報告しなければならない（施行規則第 60 条第 1 項）。

- イ 実施状況報告書（施行規則附則様式第 5） 別添様式 6

ロ 運営の状況に関する報告書（施行規則附則様式第8） 別添様式7

ハ 運営に関する要件該当の説明書類

- (2) 認定医療法人は、移行計画に記載する移行期限内で、かつ、持分の定めのない医療法人への移行を完了するまでの間、出資者に持分の処分（放棄、払戻、譲渡、相続、贈与等）が生じた場合には、その処分があった日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、出資の状況を報告しなければならない（施行規則第60条第3項）。

イ 実施状況報告書（施行規則附則様式第5）

ロ 出資者名簿（施行規則附則様式第3）

ハ 出資持分の状況報告書（施行規則附則様式第6） 別添様式8

ニ 出資持分の放棄申出書（施行規則附則様式第7）の写し 別添様式9

- (3) 認定医療法人は、移行計画に記載された移行期限までに、残余財産の帰属すべき者に関する規定の定款の変更について、都道府県知事の認可を受け、持分の定めのない医療法人への移行を完了しなければならない。

この認可を受けた場合には、認可を受けた日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、当該認可を受けた旨を報告しなければならない（施行規則第60条第2項）。

イ 実施状況報告書（施行規則附則様式第5）

ロ 運営の状況に関する報告書（施行規則附則様式第8）

ハ 変更認可後の定款及び新旧対照表

ニ 定款変更認可書の写し

ホ 社員総会の議事録

ヘ 運営に関する要件該当の説明書類

ト 出資者名簿（施行規則附則様式第3）

チ 出資持分の状況報告書（施行規則附則様式第6）

リ 出資持分の放棄申出書（施行規則附則様式第7）の写し

- (4) 認定医療法人は、上記(3)の都道府県知事の認可を受けて、持分の定めのない医療法人への移行を完了した場合、当該認可を受けた日から起算して5年を経過する日までの間、当該認可を受けた日から起算して1年を経過するごとに、その経過する日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に次の書類を提出し、運営の状況を報告しなければならない（施行規則第60条第5項第1号）。

また、当該認可を受けた日から起算して5年を経過する日から同じく6年を経過する日までの間の運営の状況については、当該認可を受けた日から起算して5年10か月を経過する日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合、運営の状況については、当該認可を受けた日から5年9か月までの報告を求めるものとするが、当該認可を受けた日から5年9か月を経過する日が決算日の翌日から起算して2か月以内の場合には、直前に終了した会計年度の1会計年度前の会計年度を直近の会計年度として報告することも可能とする（施行規則第60

条第5項第2号)。

イ 運営の状況に関する報告書（施行規則附則様式第8）

ロ 運営に関する要件該当の説明書類

4 認定医療法人の認定の取消し（平成18年改正法附則第10条の4第2項から第4項まで）

(1) 厚生労働大臣は、認定医療法人が移行計画に記載された移行期限までに持分の定めのない医療法人に移行しなかった場合には、その認定を取り消すものとする（平成18年改正法附則第10条の4第3項）。

(2) 厚生労働大臣は、上記3の実施状況報告等により、次に該当すると認められる場合には、必要に応じて、実地調査を行った上、認定医療法人に対して改善等を指示し、その改善の見込みがないものと判断するときは、その認定を取り消すことができるものとする（平成18年改正法附則第10条の4第2項及び施行規則第59条）。

イ 認定医療法人が、認定を受けた日から持分の定めのない医療法人への移行完了後6年を経過する日までの間に、運営に関する要件を満たさなくなったとき（施行規則第59条第1号）

ロ 認定医療法人が合併以外の理由により解散したとき（同条第3号）

ハ 認定医療法人が合併により消滅したとき（同条第4号）

ニ 認定医療法人が分割したとき（同条第5号）

ホ 認定医療法人が不正の手段により移行計画の認定を受けたことが判明したとき（同条第6号）

ヘ 認定医療法人が移行計画の変更（移行計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更を除く。）について厚生労働大臣の認定を受けなかったとき（同条第7号）

ト 認定医療法人が厚生労働大臣へ必要な報告を行わないとき、又は虚偽の報告をしたとき（同条第8号）

第4 移行計画の認定を受けた後に行う出資持分の放棄

1 認定医療法人の持分を有する出資者等が出資持分の放棄を行う場合は、施行規則附則第60条第4項に規定する出資持分の放棄申出書（施行規則附則様式第7（別添様式9））によるものとする。

2 上記1により出資者等が出資持分の放棄を行った場合、当該放棄日をもって、出資者名簿（施行規則附則様式第3（別添様式3））の書き換えを行うものとする。

第5 認定医療法人に係る定款の変更について

1 認定医療法人は、移行計画に記載された移行期限までに、残余財産の帰属すべき者に関する規定の定款の変更について、都道府県知事の認可を受け、持分の定めのない医療法人への移行を完了しなければならない。

2 上記1の定款変更の認可申請を受け付けた都道府県においては、持分の定めのない

い医療法人への移行を円滑に進める観点から、定款変更の認可について遅滞なく事務を処理すること。

- 3 厚生労働大臣の移行計画の認定を行った後、速やかに、厚生労働省医政局医療経営支援課から当該医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県宛に、認定を受けた医療法人名の一覧を送付する。都道府県においては、認定を受けた医療法人から残余財産の帰属に係る定款変更の申請があった場合には、一覧を参照し、当該医療法人が認定を受けている旨の確認を行うこと。

第6 移行計画に関連する税制措置

- 1 出資者等に係る相続税等の猶予等（租税特別措置法第70条の7の9から第70条の7の13関係）

- (1) 認定医療法人の持分を有する出資者等が、持分の全部又は一部を放棄したことにより他の出資者に贈与税が課される場合や、持分を有していた出資者から相続又は遺贈によりその持分を取得した相続人に相続税が課される場合などにおいて、当該出資者等について、納税額相当の担保提供など一定の条件の下に認定移行計画に記載された移行期限までその納税が猶予され、移行期限までにその持分の全てを放棄した場合には納税が免除されるものである。

- (2) 納税猶予の適用を受ける出資者等による譲渡その他の持分の処分があった場合、認定医療法人が移行期限までに持分の定めのない医療法人に移行できなかった場合、認定が取り消された場合又は当該認定医療法人が解散若しくは合併により消滅（合併により法人が消滅するため、移行計画の認定が取り消される場合に限る。）した場合は、納税猶予の期限が確定することから、相続税又は贈与税を納付することとなる。

また、これらの事象が生じた場合には、厚生労働大臣は遅滞なくその旨等を、納税猶予を受けた出資者等の納税地の税務署長に通知しなければならないため、認定医療法人はその旨（認定が取り消された場合を除く。）を速やかに厚生労働省医政局医療経営支援課へ連絡しなくてはならない。

- (3) 基金拠出型医療法人へ移行した場合、納税猶予の適用を受ける出資者等は、猶予税額のうち基金に拠出した額に対応する猶予税額と利子税を合わせて納付しなければならないが、放棄した額に対応する猶予税額については免除されることとなる。

- 2 認定医療法人に係る贈与税の取扱い（租税特別措置法第70条の7の14関係）

- (1) 制度改正後（平成29年10月1日以降）の認定医療法人の持分を有する出資者等が持分の全部又は一部の放棄（当該認定医療法人がその移行期限までに持分の定めのない医療法人への移行をする場合における当該移行の基因となる放棄に限る。）をしたことにより、当該認定医療法人が経済的利益を受けた場合であっても、相続税法（昭和25年法律第73号）第66条第4項の規定は適用されない。

- (2) 上記(1)の適用を受けた認定医療法人が、(1)に係る贈与税の申告書の提出期限

から持分の定めのない医療法人への移行をした日から起算して6年を経過する日までの間に、その認定を取り消された場合には、当該医療法人を個人とみなして贈与税が課されることとなる。

別添様式

別添様式 4

医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に
該当する旨を説明する書類（医療法施行規則附則第 57 条の 2 関係）

令和 年 月 日

法人名：

代表名：

住所：

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織

	総 数
理 事	人
監 事	人
社 員	人
出資者	人

添付資料

○ 役員名簿、社員名簿

2 役員等の選任方法（該当する項目欄の□にチェックすること。）

☐ すべての理事及び監事を社員総会で選任

3 経理内容（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号イ及びハ）

区 分	社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益供与
施設の利用		有 ・ 無
財産の運用		有 ・ 無
金銭の貸付		有 ・ 無
資産の譲渡		有 ・ 無

財産の貸借等		有 ・ 無
給与の支給		有 ・ 無
債務の保証		有 ・ 無
公正な方法によらない 契約の相手方選定		有 ・ 無
その他寄附・贈与等		有 ・ 無

参考

○ 社員、理事、監事、使用人その他の医療法人の関係者に対して、以下の事例に該当する場合で、社会通念上不相当と認められる場合には、特別の利益供与は「有」とすること。

イ	法人の所有する財産をこれらの者に居住、担保その他の私事に利用させること。
ロ	法人の余裕金をこれらの者の行う事業に運用していること。
ハ	法人の他の従業員に比し有利な条件で、これらの者に金銭の貸付をすること。
ニ	法人の所有する財産をこれらの者に無償又は著しく低い価額の対価で譲渡すること。
ホ	これらの者から金銭その他の財産を過大な利息又は賃貸料で借り受けること。
ヘ	これらの者からその所有する財産を過大な対価で譲り受けること、又はこれらの者から当該法人の事業目的の用に供するとは認められない財産を取得すること。
ト	これらの者に対して、当該法人の役員等の地位にあることのみに基づき給与等を支払い、又は当該法人の他の従業員に比し過大な給与等を支払うこと。
チ	これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受け（当該法人の設立のための財産の提供に伴う債務の引受けを除く。）をすること。
リ	契約金額が少額なものを除き、入札等公正な方法によらないで、これらの者が行う物品の販売、工事請負、役務提供、物品の賃貸その他の事業に係る契約の相手方となること。
ヌ	事業の遂行により供与する利益を主として、又は不公正な方法で、これらの者に与えること。

4 報酬等の支給基準（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号ロ）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

☐ 理事及び監事に対する報酬等について、支給基準を定めている。

	支給基準の内容及び支給額
理 事	
監 事	

添付資料

- ☐ 理事及び監事に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当）の支給基準
- ☐ 理事が使用人として給与、賞与等を受ける場合は、使用人の給与等の支給基準

5 遊休財産（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号二）

区 分	金 額
A 資産の総額	円
B 純資産の額	円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	%
D 控除対象財産の帳簿価額（イからホまでの合計額）	円
イ 本来業務の用に供する財産	円
ロ 附帯業務の用に供する財産	円
ハ イ及びロに掲げる業務を行うために保有する財産	円
ニ 減価償却引当特定預金	円

ホ 特定事業準備資金	円
E 遊休財産額 $((A-D) \times C)$	円
F 事業費用の額	円

添付資料

○ 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書

6 法令違反（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号ホ）

区 分	事実の有無	具 体 的 な 内 容
医療に関する法令違反	有 ・ 無	
都道府県知事から改善 勧告を行われたが是正 されていない事項（勧 告に反する開設、 増床、種別変更含む）	有 ・ 無	
帳簿書類の隠ぺい、 仮装	有 ・ 無	
その他公益に反する 事実	有 ・ 無	

7 医療保健業務に係る収入金額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ）

○ 本来業務に係る収入金額の明細

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計			①	100.0%

○ 附帯業務に係る収入金額（医療保険業務に係るものに限る。）の明細

施設名	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	割合
	社会保険診療	円	円	円	%
	労災保険診療				
	健康診査				

	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計				
合 計	社会保険診療				
	労災保険診療				
	健康診査				
	予防接種				
	助産				
	介護事業				
	障害福祉事業				
	補助金等				
	その他				
	計			②	100.0%

○ 本来業務に係る収入金額及び附帯業務に係る収入金額（医療保健業務に係るものに限る。）の合計金額の明細

	区 分	支払基金等から 受けた収入金額	患者から受けた 収 入 金 額	収入金額計	割合
合 計	社会保険診療			③	⑬
	労災保険診療			④	⑭
	健康診査			⑤	⑮
	予防接種			⑥	⑯
	助産			⑦	⑰
	介護事業			⑧	⑱
	障害福祉事業			⑨	⑲
	補助金等			⑩	⑳
	その他			⑪	
	計				100.0%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- (2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び⑫の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。

○ 附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る収入金額の明細

医療保健業務以外の業務を行う施設名等	医療保健業務以外の業務に係る収入金額
合計	⑫ 円

7-2 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
- ☐ 同一の基準によらない

7-3 健康診査に係る収入の明細

健康保険法	円	学校保健安全法	円
船員保険法	円	母子保健法	円
国民健康保険法	円	労働安全衛生法	円
国家公務員共済組合法	円	高齢者の医療の確保に関する法律	円
地方公務員等共済組合法	円		
私立学校教職員共済法	円		
計	円	計	円
		健康診査に係る収入合計	⑭ 円

(記載上の注意事項)

- ⑤が⑭と一致すること。

7-4 予防接種に係る収入の明細

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円
計	円	計	円

		予防接種に係る収入合計	②②	円
--	--	-------------	----	---

(記載上の注意事項)

- ⑥が②②と一致すること。

7-5 助産に係る収入の明細

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産に係る収入	②③ 件	②④ 円
分娩件数(②③) × 50万円		②⑤ 円

(記載上の注意事項)

- ⑦が②④又は②⑤の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7-6 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く）に係る収入の明細

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	円
地域密着型介護予防サービス事業	円		円
計	円	計	円
		介護事業に係る収入合計	②⑥ 円

(記載上の注意事項)

- ⑧が②⑥と一致すること。

7-7 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		

地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	㉗ 円

(記載上の注意事項)

- ㉑が㉗と一致すること。

7-8 補助金等に係る収入金額の明細

補助金等の名称	補助金等に係る収入金額
合計	㉘ 円

(記載上の注意事項)

- 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るものを記載すること。
- ㉑が㉘と一致すること。

8 自費患者に対し請求する金額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号ロ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
- ☐ 同一の基準によらない

添付資料

- 自費患者に対する請求金額の計算方法に関する規程等

9 本来業務に係る収入金額及び費用の額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号ハ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院名	本来業務に係る収入金額 (A)	本来業務に係る費用の額 (B)	割 合 A／B
	円	円	%
			%
			%

合 計	㊹	㊺	%
-----	---	---	---

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の本来業務に係る収入金額及び費用の額について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。
- (2) 本来業務に係る収入金額の合計㊹が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。
- (3) 本来業務に係る費用の額の合計㊺が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。

「医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に
該当する旨を説明する書類」の記載要領

記載に当たっては、提出する申請・報告により、次の時点の状況を記載すること（書類付表も同じ）。

- ① 移行計画認定申請時・変更申請 申請日
- ② 認定後一年ごとの報告 認定の日から起算して一年を経過するごとの日
- ③ 持分の定めのない医療法人へ移行したことの報告 定款変更の認可を受けた日
- ④ 移行後 5 年間の一年間ごとの報告 持分の定めのない医療法人の定款変更の認可を受けた日から起算して一年を経過するごとに、その経過する日の翌日
- ⑤ 移行後 5 年を経過する日から 6 年を経過する日までの報告 報告日

なお、損益計算書及び貸借対照表に基づく記載については、①～⑤の時点の直前に終了した会計年度の損益計算書、貸借対照表によるものとする。

1 「1 運営組織」

「理事、監事、社員及び出資者に関する明細表」（書類付表 1）の記載内容と各人数が合致するよう各欄を記載すること。

2 「2 役員等の選任方法」

該当する項目欄の□にチェックすること。

3 「3 経理内容」

- (1) 「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」（書類付表 2）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「施設の利用」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者が医療法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。

② 「財産の運用」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者が医療法人の余裕金などの運用を行っている場合に、その運用状況及び契約内容等を記載すること。

③ 「金銭の貸付け」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。

④ 「資産の譲渡」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。

⑤ 「財産の賃借等」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

⑥ 「給与の支給」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、給与や報酬等の名目で支給する金銭その他の財産がある場合、その内容を記載すること。

⑦ 「債務の保証」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、これらの者の債務に関して、保証、弁済、免除又は引受けがある場合に、その内容を記載すること。

⑧ 「公正な方法によらない契約の相手方選定」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者と、契約金額が少額なものを除き、公正な方法によらないで、医療法人の事業等に関して契約を締結している場合、その内容を記載すること。

⑨ 「その他寄附・贈与等」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対して、医療法人から寄附、贈与等の名目で金銭その他の財産の支出を行っている場合、その内容を記載すること。

(2) 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事、これらの者に準じ当該医療法人が任意に設置するもの又は使用人
ロ 出資者（持分の定めのない医療法人に移行した後にあつては、従前の出資者で持分を放棄した者を含む）

ハ 当該医療法人の社員

ニ イからハに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

ホ イからハに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ヘ イからハに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(3) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益目的の事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

4 「4 報酬等の支給基準」

該当する項目欄の□にチェックすること。

支給基準の内容（概要）及び支給実績額を記載し、当該支給基準を添付すること。

5 「5 遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「A 資産の総額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の部の合計額を記載すること。ただし、純資産の部に評価・換算差額等の額を計上する場合にあつては、当該評価・換算差額等の額を資産の部の合計額から控除するものとする。

② 「B 純資産の額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する純資産の部の合計額（貸借対照表上の資産の総額から負債の額を控除した額）を記載すること。ただし、評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額から控除するものとする。

③ 「C 純資産の額の資産の総額に対する割合」欄

純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄

当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑤ 「ロ 附帯業務の用に供する財産」欄

医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑥ 「ハ イ及びロに掲げる業務を行うために保有する財産」欄

現に使用されていないが、イ及びロに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）を記載すること。

⑦ 「ニ 減価償却引当特定預金」欄

イ及びロに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額を記載すること。

⑧ 「ホ 特定事業準備資金」欄

将来の特定の事業（定款に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びニの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の合計額を記載すること。

⑨ 「E 遊休財産額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から控除対象財産の帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額（その数に小数点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

⑩ 「F 事業費用の額」

事業費用の額は、本来業務事業損益に係る事業費用の額を記載すること。附帯業務事業損益に係る事業費用は除くこと。

6 「6 法令違反」

「法令違反」欄には、申請日の属する会計年度及び前会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

ハ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合

ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、医療法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員の

- 解任の勧告が発せられた場合
- ホ その他イからニまでに相当する法令についての重大な違反事実があった場合
- へ 帳簿書類に取引の全部若しくは一部を隠蔽し、又は仮装して記録若しくは記載をしている事実

7 「7 収入金額」

「記載上の注意事項」に従い記載すること。特に数値が一致すべき欄に留意すること。

8 「8 自費患者に請求する金額」

該当する項目欄の□にチェックすること。

9 「9 医療に係る経費等」

「記載上の注意事項」に従い記載すること。特に損益計算書と数値が一致すべき欄に留意すること。

理事、監事、これらの者に準ずるもの、社員及び出資者に関する明細表

区 分	氏 名	親族等 の関係	住 所	職 業	法人格 の有無
		本 人			有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無

「理事、監事、社員及び出資者に関する明細表」（書類付表1）の記載要領

- (1) 理事、監事、これらの者に準じて当該医療法人が任意に設置するもの、社員及び出資者（以下「社員等」という。）について、申請時又は実施状況等報告時に就任しているすべての者（出資者については持分の定めのない医療法人に移行した後には、従前の出資者であって持分を放棄した者を含む）ごとに、その者（本人）の親族等（親族関係を有する者及び特殊の関係がある者）のうち当該医療法人と利害関係を有するものをすべて記載すること。（利害関係の詳細については、医療法施行規則附則第57条の2第1項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類の3「経理内容」及び書類付表2に記載すること。）

なお、親族関係を有する者及び特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。

イ 社員等の配偶者及び三親等以内の親族

ロ 社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

- (2) 「区分」欄には、社員等である場合には、そのいずれかを記載すること。また、役職名（理事長等）を記載すること。
- (3) 「親族等の関係」欄には、社員等（本人）との関係（例えば、配偶者、子、生計を一にしている者、使用人等）を記載すること。
- (4) 「住所」欄には、その親族等の現住所を記載すること。
- (5) 「職業」欄には、当該医療法人における役職等及び当該医療法人以外の勤務先又は所属している学術団体等の名称並びに役職等をすべて具体的に（例えば、当該医療法人〇〇病院院長、〇〇会社社長、〇〇事務所事務員、〇〇医師会会員、学生、無職等）記載し、当該勤務先又は学術団体等にかかる法人格の有無について「法人格の有無」欄に記載すること。
- (6) (1) のとおり、申請時に添付を要する明細表については社員等及び社員等の親族等のうち当該医療法人と利害関係を有する者のみを記載するものとするが、別途、社員等のすべての親族関係を有する者及び特殊の関係がある者について、当該医療法人との利害関係の有無を確実に確認すること。

経理等に関する明細表

1 医療法人の関係者等の施設の利用明細

区 分	関係者等の 氏名又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
施設の貸与					
そ の 他					

2 財産の運用及び事業の運営

医療法人の関係者等 の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容

3 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

4 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

5 財産の借入等

(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

6 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細

氏 名	職務内容	就職年月日	常勤又は 非常勤の別	社 員 等 との関係	給与の支給 の有 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無

7 医療法人の関係者等に対する債務の保証等

医療法人の関係者等 の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容

8 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人との取引等の明細

関係者等 の 氏 名	特 殊 の 関 係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法 人 名	所 在 地	代表者名	取引状況	役 職 等

9 医療法人の関係者等への寄附・贈与等

医療法人の関係者等 の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容

「経理等に関する明細表」（書類付表 2）の記載要領

1 各欄共通

医療法人の関係者等とは、次に掲げる者とする。

- イ 当該医療法人の理事、監事、これらに準じて当該医療法人が任意に設置するもの、又は使用人
- ロ 出資者（持分の定めのない医療法人に移行した後であっても、従前の出資者で持分を放棄した者を含む）
- ハ 当該医療法人の社員
- ニ イからハに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

チ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 2 条第 4 号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

リ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

2 「1 医療法人の関係者等の施設の利用明細」

① 申請時における医療法人の関係者等について、次の区分に応じて記載すること。

イ 医療法人の関係者等に対して、医療法人の土地、建物等の物件を賃貸（無償で使用させている場合を含む。）している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。

ロ 医療法人の関係者等に対して、上記以外に当該医療法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載すること。

② 「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。

③ 「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、他の法人（会社）の事務室等）を記載すること。

④ 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間）を記載すること。

3 「2 他財産の運用及び事業の運営」

法人の財産の運用及び事業の運営に関し、医療法人の関係者等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。

4 「3 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細」

① 医療法人の関係者等に対する貸付金がある場合に記載すること。

② この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載すること。

- ③ 貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
 - ④ 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
 - ⑤ 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- 5 「4 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細」
- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）に対して、医療法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。
 - ② 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- 6 「5 財産の借入等」の「(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細」
- ① 直近に終了した会計年度の末日現在において、医療法人の関係者等から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借（無償で使用している場合を含む。）している場合に記載すること。
 - ② 「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
 - ③ 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。
- 7 「5 財産の借入等」の「(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細」
- ① 医療法人の関係者等からの借入金がある場合に記載すること。
 - ② この表の記載は、債権者の異なるごとに記載すること。
 - ③ 借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
 - ④ 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
 - ⑤ 「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- 8 「5 財産の借入等」の「(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細」
- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）から、医療法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。
 - ② 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- 9 「6 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細」
- ① 申請時の従業員（医療法人の業務に従事している社員等（理事、監事、社員をいう。以下同じ。）のうち、医療法人の関係者等について記載すること。

- ② 「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容（例えば、副院長、内科部長、事務長等）を記載すること。
 - ③ 「社員等との関係」欄には、医療法人の社員等との関係（例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名等）について記載すること。
- 10 「7 医療法人の関係者等に対する債務の保証等」
- 医療法人の関係者等の債務に関して、法人がその債務の保証、弁済、免除又は引受けを行った場合に、その内容を記載すること。
- 11 「8 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人との取引等の明細」
- ① 申請時において、医療法人の関係者等が社員等（従業員を含む。）となっている他の法人がある場合に、その明細を記載すること。
 - ② 「特殊の関係」欄には、当該関係者等が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人又は団体名を記載すること。
 - ③ 「取引状況」欄には、当該他の法人と申請医療法人との取引の状況（例えば、病院の清掃を請け負う等）を記載すること。
 - ④ 「役職等」欄には、他の法人における当該関係者等の役職等（例えば、役員、従業員等）を記載すること。
- 12 「9 医療法人の関係者等への寄附・贈与等」
- 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等に対して、法人から寄附、贈与等の名目で金銭その他の財産の支出を行っている場合に、その内容を記載すること。

(書類付表3)

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	円				円
現金及び預金					円
事業未収金	円				円
有価証券					円
たな卸資産	円				円
前渡金	円				円
前払費用	円				円
その他の流動資産	円				円
固定資産	円	円	円	円	円
有形固定資産	円	円			円
建物	円	円			円
構築物	円	円			円
医療用器械備品	円	円			円
その他の器械備品	円	円			円
車両及び船舶	円	円			円
土地	円	円			円
建物仮勘定		円			円
その他の有形固定資産	円	円			円
無形固定資産	円	円			円
借地権	円	円			円
ソフトウェア	円	円			円
その他の無形固定資産	円	円			円
その他の資産	円		円	円	円
有価証券					円
長期貸付金					円
役職員等長期貸付金					円
長期前払費用	円				円
繰延税金資産	円				円
減価償却引当特定預金			円		
〇〇事業特定預金				円	
その他の固定資産	円				円
資産合計	① 円	② 円	③ 円	④ 円	円

(記載上の注意事項)

○ 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	合 計			
流動資産	円	円	円	円
事業未収金	円	円	円	円
たな卸資産	円	円	円	円
前渡金	円	円	円	円
前払費用	円	円	円	円
その他の流動資産	円	円	円	円
固定資産	円	円	円	円
有形固定資産	円	円	円	円
建物	円	円	円	円
構築物	円	円	円	円
医療用器械備品	円	円	円	円
その他の器械備品	円	円	円	円
車両及び船舶	円	円	円	円
土地	円	円	円	円
その他の有形固定資産	円	円	円	円
無形固定資産	円	円	円	円
借地権	円	円	円	円
ソフトウェア	円	円	円	円
その他の無形固定資産	円	円	円	円
その他の資産	円	円	円	円
長期前払費用	円	円	円	円
繰延税金資産	円	円	円	円
その他の固定資産	円	円	円	円
資産合計	⑤ 円	円	円	円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあつては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の 帳簿価額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は 改良の予定年度	左記の予定年度 に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定 預金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始 予 定 年 度	左記の予定年度 に必要な最低額	毎会計年度に 積み立てる額	特定事業準備資金 の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 円

(記載上の注意事項)

○ ⑧が④と一致すること。

○ 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。

6 土地の明細

住 所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
	㎡	㎡	㎡	
	㎡	㎡	㎡	
	㎡	㎡	㎡	

(記載上の注意事項)

- 借地については、所有者、契約内容、賃料等の一覧（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。

7 建物の明細

区 分	構造の概要	総 面 積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
		㎡			㎡
					㎡
					㎡
		㎡			㎡
					㎡
					㎡
		㎡			㎡
					㎡
					㎡

(記載上の注意事項)

- 借家については、所有者、契約内容、賃料等の一覧（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。

8 医療用器械備品の明細

品 名	規 格	数 量	単 価	自用・借用	用途の区分

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載要領

1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」

- ① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名（本来業務を行う施設で附帯業務も行う場合にあっては、当該附帯業務に係る事業名）を記載すること。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額

- ② 総括表の「保有財産」欄及び「3 保有財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「3 保有財産の明細」は保有財産の種類毎に記載し、「保有財産」欄にその種類と当該財産の使用目的（例えば、土地（病院）、建物（診療所）等）を記載すること。

ハ 現に使用されていないが、イ及びロに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

- ③ 総括表の「減価償却引当特定預金」欄及び「4 減価償却引当特定預金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「4 減価償却引当特定預金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ニ イ及びロに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直前に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額

- ④ 総括表の「特定事業準備資金」欄及び「5 特定事業準備資金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「5 特定事業準備資金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ホ 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金にかかる支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直前に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の額

2 「6 土地の明細」

- ① 医療法人が所有する土地（借地を含む。）を住所毎に記載すること。

- ② 「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。

- ③ 「内 借地の面積」欄及び「内 自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。

- ④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途（例えば、〇〇病院、〇〇診療所、介護老人保健施設〇〇、医師住宅等）を記載すること。

3 「7 建物の明細」

- ① 「区分」欄には、建物（借家を含む。）の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。

- ② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。

なお、耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に

基づく耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。

- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ床面積を記載すること。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

4 「8 医療用器械備品の明細」

- ① 医療法人が所有する主要な医療用器械備品（借用を含む。）を器械毎に記載すること。
- ② 「単価」欄には、その器械の直前に終了した会計年度における帳簿価額（借用の場合は、その器械の直前に終了した会計年度における年間賃借料）を記載すること。
- ③ 「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その器械の用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等）を記載すること。

【 改 正 後 全 文 】

医政指発第0330003号

平成19年3月30日

医政支発1213第3号

平成30年12月13日

医政発1225第17号

令和2年12月25日

医政支発0331第1号

令和4年3月31日

医政支発0731第6号

令和5年7月31日

最終改正 医政支発0331第4号

令和7年3月31日

各都道府県医政主管部（局）長
各地方厚生局健康福祉部長 } 殿

厚生労働省医政局指導課長

医療法人における事業報告書等の様式について

昨年6月21日法律第84号をもって公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、改正後の医療法による医療法人の事業報告書等の様式については、下記のとおりであるので、留意いただくとともに、貴管内医療法人に対してご指導願いたい。

なお、これに伴い、「決算の届出等について（平成7年4月20日付指第26号厚生省健康政策局指導課長通知）」及び「病院会計準則の改正に伴う医療法人における決算の届出の様式に係る留意点について（平成16年8月19日付医政指発第0819002号厚生労働省医政局指導課長通知）」は廃止する。

記

1 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第51条第1項の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書並びに第46条の8第3号の監査報告書の様式を次のとおり定めたこと。

(1) 事業報告書 様式1

(2) 財産目録 様式2

(3) 貸借対照表

① 病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人 様式3-1

② 診療所のみを開設する医療法人 様式3-2

(4) 損益計算書

① 病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人 様式4-1

② 診療所のみを開設する医療法人 様式4-2

(5) 関係事業者との取引の状況に関する報告書 様式5

(6) 監事監査報告書 様式6

2 法第54条の2第1項の社会医療法人債を発行した医療法人（当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。）の財産目録、貸借対照表及び損益計算書の様式については、1にかかわらず、社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年厚生労働省令第38号）の様式第一号、様式第二号及び様式第三号により取り扱われたいこと。

3 法第51条第2項の医療法人の財産目録、貸借対照表及び損益計算書の様式については、1にかかわらず、財産目録については、医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針（平成28年4月20日医政発0420第5号）の様式第三号、貸借対照表及び損益計算書については、医療法人会計基準（平成28年厚生労働省令第95号）の様式第一号及び第二号により取り扱われたいこと。

4 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第33条の2の12第1項第1号に掲げる方法により法第52条第1項の届出を行う場合には、公認会計士等の監査報告書を除き、医療法人経営情報データベースシステム（MCDB）からダウンロードした様式により取り扱われたいこと。

また、MCDBにおいて、Web画面上の様式に直接情報を入力する方法によることも可能とすること。

なお、MCDBから様式をダウンロードする手順、様式をアップロードする手順及びWeb画面上の様式に直接情報を入力する手順については、別途配布するマニュアル（医療法人用・都道府県用）を参照されたいこと。

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人〇〇会

① ☐ 財団 ☐ 社団 (☐ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☐ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 〇〇県〇〇郡 (市) 〇〇町 (村) 〇〇番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和・平成・令和〇〇年〇〇月〇〇日

(4) 設立登記年月日 昭和・平成・令和〇〇年〇〇月〇〇日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	〇〇 〇〇	
理 事	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	〇〇病院管理者
同	〇〇 〇〇	〇〇診療所管理者
同	〇〇 〇〇	介護老人保健施設〇〇園管理者
同	〇〇 〇〇	〇〇介護医療院管理者
監 事	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
評 議 員	〇〇 〇〇	医師 (〇〇医師会会長)
同	〇〇 〇〇	経営有識者 (〇〇経営コンサルタント代表)
同	〇〇 〇〇	医療を受ける者 (〇〇自治会長)

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	〇〇病院	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇県〇〇郡(市) 〇〇 町(村) 〇〇番地	一般病床 〇 〇〇床 療養病床 〇 〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇 〇〇床] 精神病床 〇〇床 感染症病床 〇〇床 結核病床 〇〇床
診療所	〇〇診療所 【〇〇市(町、 村)から指定 管理者とし て指定を受 けて管理】	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇県〇〇郡(市) 〇〇 町(村) 〇〇番地	一般病床 〇〇床 療養病床 〇〇床 [医療保険 〇〇床] [介護保険 〇〇床]
介護老人 保健施設	〇〇園	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇県〇〇郡(市) 〇〇 町(村) 〇〇番地	入所定員 〇 〇〇名 通所定員 〇〇名
介護医 療院	〇〇介護医療 院	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇県〇〇郡(市) 〇〇 町(村) 〇〇番地	入所定員 〇 〇〇名 通所定員 〇〇名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
訪問看護ステーション〇〇	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	
〇〇在宅介護支援センター 【〇〇市（町、村）から委託を受けて管理】	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
駐車場業	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	
料理品小売業	〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 〇〇番地	

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年度決算の決定
令和〇〇年〇〇月〇〇日	定款の変更
令和〇〇年〇〇月〇〇日	社員の入社及び除名
令和〇〇年〇〇月〇〇日	理事、監事の選任、辞任の承認
令和〇〇年〇〇月〇〇日	令和〇〇年度の事業計画及び収支予算の決定
〃	令和〇〇年度の借入金額の最高限度額の決定
〃	医療機関債の発行（購入）の決定

注）(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及

び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇病院開設許可（令和〇〇年開院予定）
令和〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇診療所開設
令和〇〇年〇〇月〇〇日	訪問看護ステーション〇〇開設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

令和〇〇年〇〇月〇〇日	公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関
令和〇〇年〇〇月〇〇日	小児救急医療拠点病院
令和〇〇年〇〇月〇〇日	エイズ治療拠点病院

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式 2

法人名
所在地

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 年 月 日現在)

1. 資 産 額

2. 負 債 額

3. 純 資 産 額

××× 千円

××× 千円

××× 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	×××
B 固 定 資 産	×××
C 資 産 合 計 (A+B)	×××
D 負 債 合 計	×××
E 純 資 産 (C-D)	×××

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名
所在地

※医療法人整理番号

貸借対照表
(令和 年 月 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	×××	I 流 動 負 債	×××
現金及び預金	×××	支払手形	×××
事業未収金	×××	買掛金	×××
有価証券	×××	短期借入金	×××
たな卸資産	×××	未払金	×××
前渡金	×××	未払費用	×××
前払費用	×××	未払法人税等	×××
その他の流動資産	×××	未払消費税等	×××
II 固 定 資 産	×××	前受金	×××
1 有形固定資産	×××	預り金	×××
建物	×××	前受収益	×××
構築物	×××	〇〇引当金	×××
医療用器械備品	×××	その他の流動負債	×××
その他の器械備品	×××	II 固 定 負 債	×××
車両及び船舶	×××	医療機関債	×××
土地	×××	長期借入金	×××
建設仮勘定	×××	繰延税金負債	×××
その他の有形固定資産	×××	〇〇引当金	×××
2 無形固定資産	×××	その他の固定負債	×××
借地権	×××	負債合計	×××
ソフトウェア	×××	純資産の部	
その他の無形固定資産	×××	科 目	金 額
3 その他の資産	×××	I 基 金	×××
有価証券	×××	II 積 立 金	×××
長期貸付金	×××	代替基金	×××
保有医療機関債	×××	〇〇積立金	×××
その他長期貸付金	×××	繰越利益積立金	×××
役職員等長期貸付金	×××	III 評価・換算差額等	×××
長期前払費用	×××	その他有価証券評価差額金	×××
繰延税金資産	×××	繰延ヘッジ損益	×××
その他の固定資産	×××	純資産合計	×××
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 3－2

法人名
所在地

※医療法人整理番号

貸借対照表
(令和 年 月 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	×××	I 流 動 負 債	×××
II 固 定 資 産	×××	II 固 定 負 債	×××
1 有 形 固 定 資 産	×××	(うち医療機関債)	(×××)
2 無 形 固 定 資 産	×××	負 債 合 計	×××
3 そ の 他 の 資 産	×××	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	(×××)	科 目	金 額
		I 基 金	×××
		II 積 立 金	×××
		(うち代替基金)	(×××)
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	×××
		純 資 産 合 計	×××
資 産 合 計	×××	負債・純資産合計	×××

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名
所在地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		
(1)事業費	×××	
(2)本部費	×××	×××
本来業務事業利益		×××
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
附帯業務事業利益		×××
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		×××
2 事業費用		×××
収益業務事業利益		×××
事業利益		×××
II 事業外収益		
受取利息	×××	
その他の事業外収益	×××	×××
III 事業外費用		
支払利息	×××	
その他の事業外費用	×××	×××
経常利益		×××
IV 特別利益		
固定資産売却益	×××	
その他の特別利益	×××	×××
V 特別損失		
固定資産売却損	×××	
その他の特別損失	×××	×××
税引前当期純利益		×××
法人税・住民税及び事業税	×××	
法人税等調整額	×××	×××
当期純利益		×××

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 4－2

法人名
所在地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本来業務事業損益	
1 事 業 収 益	× × ×
2 事 業 費 用	× × ×
本来業務事業利益	× × ×
B 附帯業務事業損益	
1 事 業 収 益	× × ×
2 事 業 費 用	× × ×
附帯業務事業利益	× × ×
事 業 利 益	× × ×
II 事業外収益	× × ×
III 事業外費用	× × ×
経 常 利 益	× × ×
IV 特別利益	× × ×
V 特別損失	× × ×
税 引 前 当 期 純 利 益	× × ×
法 人 税 等	× × ×
当 期 純 利 益	× × ×

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

法人名 _____

所在地 _____

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

（１）法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 （千円）	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（２）個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 殿

私（注 1）は、医療法人〇〇会の令和〇〇会計年度（令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇会

監事 〇〇 〇〇

監事 〇〇 〇〇

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。

【改正後全文】

医政支発0217第3号

平成29年2月17日

医政支発0329第2号

平成31年3月29日

医政発1225第17号

令和2年12月25日

医政支発0117第1号

令和6年1月17日

最終改正 医政支発0331第4号

令和7年3月31日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
（公 印 省 略）

地域医療連携推進法人の事業報告書等の様式について

医療法（昭和23年法律第205号）第70条の14において準用する同法第51条第1項に規定する事業報告書等及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第33条の2の3に規定する監事の監査報告書の様式について下記のとおり定めたので、御了知の上、適正なる実施を期されたい。

記

- 別添1 事業報告書
- 別添2 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 別添3 法第70条第2項第3号に規定する支援の状況に関する年度報告書
- 別添4 法第70条の8第2項に規定する出資の状況に関する年度報告書
- 別添5 監事監査報告書

事業報告書

(自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日)

1 地域医療連携推進法人の概要

(1) 地域医療連携推進法人の名称

地域医療連携推進法人〇〇〇〇

(2) 事務所の所在地

〇〇県〇〇市〇〇

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること

(3) 医療連携推進区域

〇〇〇〇

(4) 一般社団法人設立年月日

平成・令和〇〇年〇〇月〇〇日

(5)-1 都道府県知事認定年月日

平成・令和〇〇年〇〇月〇〇日

(5)-2 設立登記年月日

平成・令和〇〇年〇〇月〇〇日

(6) 社員の構成

氏名又は名称	議決権数
合計	

(7) 役員の構成

職名	氏名	備考
代表理事		
理 事		

同		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		

注：備考欄には、役員の略歴を記載すること。

(8) 従業員等の人数

従業員数	人
受入出向者数	人

(9) 地域医療連携推進評議会の構成員

氏名	備考

注：評議員については、備考欄に評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 70 条の 3 第 16 号参照)

(10) 参加法人等の概況

No.	法人又は個人の 名称	施設又は事業所 (以下「施設等」 という。)の名称	施設等の所在地	実施事業の内容
1				
2				
3				
4				
5				

(11) 病院等の参加施設の概況

(単位：千円)

No.	施設の 名称	施設の 種類	許可 病床数	事業収益	事業費用	会計 年度	総資産
1			床				
2			床				
3			床				
4			床				
5			床				
6			床				

注1：介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

注2：地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載する。

注3：当該地域医療連携推進法人自身が施設を開設することがある場合には、当該施設についても記載すること。

注4：参加法人が、当該施設の総資産を把握していない場合には、法人全体の金額を掲記し、その旨を注記すること。

(12) 介護事業等地域包括ケアシステムに資する事業を行う施設等がある場合の概況

(単位：千円)

No.	施設等の 名称	施設等の 種類	定員	事業収益	事業費用	会計 年度	総資産
1			人				
2			人				
3			人				
4			人				

注1：当該地域医療連携推進法人自身が施設等を開設し、又は管理することがある場合には、当該施設等についても記載すること。

注2：参加法人が、当該施設等の総資産を把握していない場合には、法人全体の金額を掲記し、その旨を注記すること。

2 事業の概要

(1) 医療連携推進に資する事業

.....
.....
.....

(2) 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業

.....
.....

(3) その他の事業

.....
.....

(4) 地域医療連携推進評議会による業務の評価結果及び地域医療連携推進法人の対応状況

.....

(5) 当該会計年度内に社員総会、理事会で議決又は同意した事項

令和	年	月	日	令和〇〇年度決算の決定
令和	年	月	日	定款の変更
令和	年	月	日	社員の入社及び除名
令和	年	月	日	理事、監事の選任、辞任の承認

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

令和	年	月	日
令和	年	月	日
令和	年	月	日

(7) その他

.....

※本事業報告書には、以下の書類を添付すること。添付書類には、当該地域医療連携推進法人の最終会計年度の末日時点の内容を記載すること。

(1) 医療連携推進方針

(2) 医療法第70条の3第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

(3) 医療法第70条の4第1号イからニまでのいずれにも該当しないことを証する書類
医療法第70条の4第2号及び第3号のいずれにも該当しないことを証する書類

(4) 表明・確約書（新たに入社した者に限る。）

別添 2

法人名 _____

所在地 _____

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注：「関係事業者との関係」欄について、社員との取引である場合には、社員である旨及び当該社員の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載すること。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注：「関係事業者との関係」欄について、社員との取引である場合には、社員である旨及び当該社員の有する地域医療連携推進法人の議決権割合を記載すること。

法第 70 条第 2 項第 3 号に規定する支援の状況に関する年度報告書

(令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)

1. 法人の概要

名 称	
代表者氏名	
所 在 地	
設立年月日	
資本金(基本金)	千円
事業概要	

2. 支援の種類

☐ 資金の貸付☐ 債務の保証☐ 基金を引受ける者の募集

3. 支援の年月日

令和 年 月 日

4. 支援の目的

.....

5. 支援の金額

〇〇〇円

6. 貸付利率

〇%

※支援に関する契約書を添付すること。

法第 70 条の 8 第 2 項に規定する出資の状況に関する年度報告書

(令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)

1. 出資を受ける事業者の概要

名 称	
代表者氏名	
所 在 地	
設立年月日	
資本金(基本金)	千円
設立目的	

2. 組織人員

役員	理事又は取締役	監事・監査役	計
常勤	名	名	名
非常勤	名	名	名
計	名	名	名

職員	計
正規職員	名
臨時職員	名
パート職員等	名
計	名

3. 主な事業

医療連携推進区域：○○○
(1)
(2)
(3)
(4)
(5)
(6)

4. 事業実績（概要）

①.....
②.....
③.....

5. 配当の時期

※出資を受ける事業者の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

監 事 監 査 報 告 書

地域医療連携推進法人〇〇

代表理事 〇〇 〇〇 殿

私（注 1）は、地域医療連携推進法人〇〇の令和〇〇会計年度（令和〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私（注 1）は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書及び附属明細表（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

地域医療連携推進法人〇〇〇〇

監事 〇〇 〇〇

注 1：監事が複数の場合には、「私たち」とする。

注 2：関係事業者との取引がある地域医療連携推進法人については、「関係事業者との取引の状況に関する報告書」、参加法人に対する資金の貸付けを行う地域医療連携推進法人については、「法第 70 条第 2 項第 3 号に規定する支援の状況に関する年度報告書」、出資を行う地域医療連携推進法人は、「法第 70 条の 8 第 2 項に規定する出資の状況に関する年度報告書」をそれぞれ含めるものとする。

医政発 0331 第 69 号
令和 7 年 3 月 31 日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する
省令の公布について（通知）

医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 28 号。以下「改正省令」という。）について、別紙のとおり令和 7 年 3 月 27 日に公布されました。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

- 1 医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 52 条第 1 項の規定（同法第 70 条の 14 において読み替えて準用する場合を含む。）により、医療法人及び地域医療連携推進法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後 3 月以内に事業報告書等を都道府県知事に届け出なければならないとされている。また、同法第 69 条の 2 第 2 項の規定により、医療法人は、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療法人が開設する病院又は診療所ごとに、その収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項（以下「経営情報等」という。）を都道府県知事に報告しなければならないとされている。

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）第 33 条の 2 の 12 第 2 項及び第 38 条の 5 第 2 項においては、医療法人による事業報告書等及び経営情報等の届出等の方法について、電磁的方法を利用して医療法人又は地域医療連携推進法人と都道府県知事とが同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置として、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体（医療機関等情報支援システム（G-MIS））を用いることを規定している。当該措置について、利用者の利便性の向上を目指すとともに、データ収集と分析を一元的に行

えるよう、令和 7 年 4 月 1 日より独立行政法人福祉医療機構が管理する情報システムを用いることとするため、必要な改正を行う。

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、改正法による改正後の医療法（以下「改正後医療法」という。）第 70 条の 22 の規定に基づき、都道府県知事が地域医療連携推進法人の医療連携推進認定を取り消した場合の医療連携推進目的取得財産残額の取扱いについて、規則において、必要な規定を整備する。

第 2 改正の内容

- 1 規則第 33 条の 2 の 12 第 2 項及び第 38 条の 5 第 2 項に規定する電磁的方法を利用して医療法人又は地域医療連携推進法人と都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置について、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体（G-MIS）に事業報告書等に記載された事項を内容とする情報を記録する措置から、独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）第 12 条第 1 項第 11 号に規定する福祉及び保健医療に関する情報システムに事業報告書等に記載された事項を内容とする情報を記録する措置に見直す。
- 2 改正後医療法第 70 条の 22 第 2 項第 3 号においては、医療連携推進目的取得財産残額の計算に当たり控除する額を規定している。当該規定中、医療連携推進目的事業財産以外の財産について医療連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡する方法は、厚生労働省令で定める方法によるとしているところ、当該厚生労働省令で定める方法は、医療連携推進業務を継続することが困難な場合において、地域医療連携推進法人が保有する医療連携推進目的事業財産以外の財産を費消し、又は譲渡する方法とする。
- 3 その他、改正後医療法第 70 条の 22 第 2 項の施行に伴い、規則及び地域医療連携推進法人会計基準（平成 29 年厚生労働省令第 19 号）について規定の所要の整備を行う。

第 3 適用期日

改正省令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものとする。

第 4 関係通知の改正

改正省令の適用に伴う下記に掲げる関係通知の改正内容については、別途通知する。

- 医療法人における事業報告書等の様式について（平成 19 年 3 月 30 日医政指発第 0330003 号）
- 医療法人に関する情報の調査及び分析等について（令和 5 年 7 月 31 日医政発 0731 第 2 号）
- 地域医療連携推進法人制度について（平成 29 年 2 月 17 日医政発 0217 第 16 号）

○厚生労働省令第二十八号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十九号）の施行に伴い、並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十二条第一項（同法第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。）、第六十九条の二第二項並びに第七十条の二十二第二項第三号及び第三項並びに同法第七十条の十四において読み替えて準用する同法第五十一条第二項の規定に基づき、医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十七日

医療法施行規則及び地域医療連携推進法人会計基準の一部を改正する省令

（医療法施行規則の一部改正）

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後		改正前	
（事業報告書等の届出等） 第三十三条の二の十二（略） 2 前項第一号の措置は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第十一号に規定する情報システムに法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により届出をすべき医療法人が、自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。 3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の情報システムへの記録がされた時に法第五十二条第一項の規定による届出を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。 4・5（略） （法第六十九条の二第二項の規定による報告の方法） 第三十八条の五（略） 2 前項第一号の措置は、第三十三条の二の十二第二項の情報システムに法第六十九条の二第二項に規定する厚生労働省で定める事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により報告をすべき医療法人が、自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。 3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により第三十三条の二の十二第二項の情報システムへの記録がされた時に法第六十九条の二第二項の規定による報告を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。		（事業報告書等の届出等） 第三十三条の二の十二（略） 2 前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により届出をすべき医療法人が、自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。 3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に法第五十二条第一項の規定による届出を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。 4・5（略） （法第六十九条の二第二項の規定による報告の方法） 第三十八条の五（略） 2 前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第六十九条の二第二項に規定する厚生労働省で定める事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により報告をすべき医療法人が、自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。 3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に法第六十九条の二第二項の規定による報告を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。	

（傍線部分は改正部分）

（傍線部分は改正部分）

厚生労働大臣 福岡 資麿

(代表理事の選定等の認可の申請)
第三十九条の二十七 (略)

(法第七十条の二十二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法)

第三十九条の二十八 法第七十条の二十二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、医療連携推進業務を継続することが困難な場合において、地域医療連携推進法人が保有する医療連携推進目的事業財産以外の財産を費消し、又は譲渡する方法とする。

(医療連携推進認定の取消しの後に確定した公租公課)

第三十九条の二十八の二 法第七十条の二十二第二項第三号に規定する厚生労働省令で定めるものは、当該地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を受けた日以後の医療連携推進業務の実施に伴い負担すべき公租公課であつて、同条第一項の医療連携推進認定の取消しの日以後に確定したものである。

(医療連携推進認定の取消しの場合における医療連携推進目的取得財産残額)

第三十九条の二十九 認定都道府県知事が法第七十条の二十一第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しをした場合における法第七十条の二十二第二項の医療連携推進目的取得財産残額は、法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項の規定により届け出られた法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第一項に規定する財産目録(以下この条において単に「財産目録」という。)のうち当該医療連携推進認定が取り消された日の属する事業年度の前事業年度の財産目録に記載された当該金額(その額が零を下回る場合にあつては、零)とする。

(代表理事の選定等の認可の申請)
第三十九条の二十七 (略)

(新設)

(医療連携推進認定の取消しの後に確定した公租公課)

第三十九条の二十八 法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益認定法第三十条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める財産は、当該地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を受けた日以後の医療連携推進業務の実施に伴い負担すべき公租公課であつて、法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益認定法第三十条第一項の医療連携推進認定の取消しの日以後に確定したものである。

(医療連携推進認定の取消しの場合における医療連携推進目的取得財産残額)

第三十九条の二十九 認定都道府県知事が法第七十条の二十一第一項又は第二項の規定による医療連携推進認定の取消しをした場合における法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益認定法第三十条第二項の医療連携推進目的取得財産残額は、法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項の規定により届け出られた法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十一条第一項に規定する財産目録(以下この条において単に「財産目録」という。)のうち当該医療連携推進認定が取り消された日の属する事業年度の前事業年度の財産目録に記載された当該金額(その額が零を下回る場合にあつては、零)とする。

(地域医療連携推進法人会計基準の一部改正)
第二条 地域医療連携推進法人会計基準(平成二十九年厚生労働省令第十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前			
改				改			
正				正			
後				前			
(貸借対照表等に関する注記)				(貸借対照表等に関する注記)			
第十七条 貸借対照表等には、その作成の前提となる事項及び財務状況を明らかにするために次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。				第十七条 貸借対照表等には、その作成の前提となる事項及び財務状況を明らかにするために次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。			
一・二 (略)				一・二 (略)			
三 法第七十条の二十二第二項に規定する医療連携推進目的取得財産残額				三 法第七十条の二十二において読み替えて準用する公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第三十条第二項に規定する医療連携推進目的取得財産残額			
四・八 (略)				四・八 (略)			

附則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について（通知）

令和 7 年度税制改正の大綱（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）に基づき、社会医療法人の認定、持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定を行った医療法人（以下「認定医療法人」という。）の認定及び特定医療法人の承認の要件について、所要の見直しを行うこととなりました。

これに伴い、本年 3 月 31 日付けで、「医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和 7 年厚生労働省令第 42 号。以下「改正省令」という。）が公布されるとともに、「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準等の一部を改正する告示」（令和 7 年厚生労働省告示第 131 号。以下「改正告示」という。）が告示されました。

この省令等の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第 1 改正省令について

- (1) 「医療保健業務」について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに医療法第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）と定義する。
- (2) 社会医療法人の本来業務に係る費用の額が経常費用の額の100分の60を超えることとの認定要件について、分子の本来業務に係る費用の額を経常的なものに限ることを明示し、分母を「当該医療法人の全ての業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）」とした上で、当該要件の下限となる割合を100分の63とする。
- (3) 社会医療法人の社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えることとの要件について、分子に「補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るもの」を追加し、分母を「医療保健業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）」とする。
- (4) 社会医療法人の医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であることとの要件について、分子を「病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額の

うち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）」とし、分母を「当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）」とする。

(5) 認定医療法人の収入要件についても、(3) 及び (4) と同様の改正を行う。

(6) その他所要の改正を行う。

第2 改正告示について

(1) 「医療保健業務」について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに医療法第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）と定義する。

(2) 特定医療法人の社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えることとの要件について、分子に「補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るもの」を追加し、分母を「医療保健業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち医療保健業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）」とする。

(3) 特定医療法人の医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であることとの要件について、分子を「病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）」とし、分母を「当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）」とする。

(4) その他所要の改正を行う。

第3 施行期日等

1 施行期日等

改正省令は、令和7年4月1日から施行すること。また、改正告示についても令和7年4月1日から適用すること。

2 経過措置

第1及び第2については、医療法人の令和7年4月1日以降に始まる会計年度について適用し、医療法人の同日前に始まる会計年度については、なお従前の例によること。

第4 関係通知の改正

改正省令等の施行に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うこと。

○厚生労働省令第四十二号
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第六号及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条の三四項第四号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後
（社会医療法人の認定要件） 第三十条の三十五の三 法第四十二条の二第一項第六号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一 （略） 二 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）が全ての業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）の百分の六十三を超えること。 ロ 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（⑦に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の百分の八十を超えること。		
改	正	前
（社会医療法人の認定要件） 第三十条の三十五の三 法第四十二条の二第一項第六号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一 （略） 二 当該医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る費用の額が経常費用の額の百分の六十を超えること。 ロ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「社会保険診療に係る収入金額」という。）、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「健康		

- (1) 社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね百分の十以下の場合に限る。）を含む。）
- (2) 健康増進事業（健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業であつて、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）
- (3) 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種に係る収入金額
- (4) 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。）
- (5) 介護保険法の規定による保険給付（第三項において「介護サービス」という。）に係る収入金額（租税特別措置法第二十六条第二項第四号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法第二十一条の五の二

増進事業に係る収入金額」という。）、予防接種（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等その他厚生労働大臣が定める予防接種をいう。第五十七条の二第一項第二号イにおいて同じ。）に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。）、（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「助産に係る収入金額」という。）、介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第二十六条第二項第四号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）、（第五十七条の二第一項第二号イにおいて単に「介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額」という。）、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法第二十一条の五の二に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第二十四条の二に規定する障害児入所給付費、同法第二十四条の七に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第二十四条の二十五に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額（第五十七条の二第一項第二号イにおいて「障害福祉サービス等に係る収入金額」という。）の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第二十四条の二に規定する障害児入所給付費、同法第二十四条の七に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第二十四条の二十五に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給（第三項において「障害福祉サービス等」という。）に係る収入金額

(7) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（二及び第五十七条の二第一項第二号八において「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

ハ (略)

二 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限り）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限り。）に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

3 | 2 (略)

第一項第二号ロに規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務並びに法第四十二条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。

（運営に関する要件）

第五十七条の二 平成十八年改正法附則第十条の三第四項第四号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 (略)

二 当該経過措置医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(1)から(7)までに掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額の百分の八十を超えること。

ロ (略)

ハ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限り）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限り。）に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2 (略)

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。
（経過措置）

第二条 この省令による改正後の医療法施行規則第三十条の三及び第五十七条の二の規定は、計年度については、なお従前の例による。

（新設）

ハ (略)

二 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。以下同じ。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2 (略)

（新設）

（運営に関する要件）

第五十七条の二 平成十八年改正法附則第十条の三第四項第四号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 (略)

二 当該経過措置医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療に係る収入金額、健康増進事業に係る収入金額、予防接種に係る収入金額、助産に係る収入金額、介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額及び障害福祉サービス等に係る収入金額の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

ロ (略)

ハ 医療診療により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

2 (略)

医療法人のこの省令の施行の日以後に始まる会計年度について適用し、医療法人の同日前に始まる会

○厚生労働省告示第百三十一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十五第一項第一号並びに法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五条第六号及び第六条第七号の規定に基づき、租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準等の一部を改正する告示
（租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成十五年厚生労働省告示第百四十七号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改 正 後

改 正 前

第一条 租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（⑦に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の百分の八十を超えること。

租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成二十九年厚生労働省告示第百三十四号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第二十六条第二項第四号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第二十四条の二に規定する障害児入所給付費、同法第二十四条の七に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第二十四条の二十五に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えること。

（新設）

(1) 社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね百分の十以下の場合に限る。）を含む。）

(2) 健康増進事業（健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業であつて、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）	(3) 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成二十九年厚生労働省告示第三百十四号）に定める予防接種に係る収入金額	(4) 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。）	(5) 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による保険給付（次条において「介護サービス」という。）に係る収入金額（租税特別措置法第二十六条第二項第四号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）	(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第二十四条の二に規定する障害児入所給付費、同法第二十四条の七に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第二十四条の二十五に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給（次条において「障害福祉サービス等」という。）に係る収入金額 (7) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てたるものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（八において「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの	ロ (略) ハ 病院、診療所、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同法第二十九項に規定する介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること	二 (略)	第二条 前条第一号イに規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同法第二十九項に規定する介護医療院の業務並びに医療法（昭和二十三年法律第百二十五号）第四十二条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	ロ (略) ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること	二 (略)	(新設)

(傍線部分は改正部分)

改正 後 前

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号。以下「規則」という。）第五条第六号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一 事業について、次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務（病院、診療所、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十九項に規定する介護医療院の業務並びにこれらに附帯する業務（医業その他これに類する業務、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十五の三第一項第二号口(5)に規定する介護サービスに係る業務及び同号口(6)に規定する障害福祉サービス等に係る業務に限る。）をいう。以下同じ。）に係る収入金額（へに掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。なお、当該法人が開設又は運営を受託する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る事業及び当該法人の会員の相互扶助を目的として共済を図る事業に係るものを含まないものとする。以下同じ。）の百分の六十を超えること。

イ 社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）及び公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね百分の十以下の場合に限る。）を含む。）

ロ 健康増進事業（健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業であつて、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）及び同法以外の法令に規定する健康診査に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）

ハ 当該法人が開設した病院、診療所その他施設又は当該施設に係る設備について臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額

ニ 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分婉に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。）

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号。以下「規則」という。）第五条第六号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、次のとおりとする。

一 事業について、社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）及び公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）に基づく給付に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む）、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）及び同法以外の法令に規定する健康診査に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）、当該法人が開設した病院、診療所その他施設又は当該施設に係る設備について臨床検査を行う者の利用に供することにより得られた収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分婉に係る助産に係る収入金額が五十万円を超えるときは、五十万円を限度とする。）並びに次号口(1)及び(4)に掲げる基準に関する事業並びに国又は地方公共団体から委託を受け実施する医療に関する事業（当該基準に関する事業を除く。）に係る収入金額の合計金額が、当該法人の全収入金額（当該法人が開設又は運営を受託する保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所に係る事業及び当該法人の会員の相互扶助を目的として共済を図る事業に係るものを除く。）の百分の六十を超えること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

二 (略)	ホ 次号口(1)及び(4)に掲げる基準に関する事業に係る収入金額（へに掲げるものを除く。） ヘ 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの	(新設) (新設)

（法人税法施行規則第六条第七号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部改正）
第三条 法人税法施行規則第六条第七号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成二十年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前		
一	社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつてゐる場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね百分の十以下の場合に限る。）を含む。）	法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第六条第七号に規定する厚生労働大臣の定める基準は、事業について、社会保険診療（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十六条第二項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく給付に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつてゐる場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね百分の十以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業（健康増進に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えることとする。	(新設)	
	二 健康増進事業（健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業であつて、健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）			(新設)
	三 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの			(新設)

（医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号口の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種の表のように改正する）
第四条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十五の三第一項第二号口の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成二十九年厚生労働省告示第三百十四号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号口(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種	医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十五の三第一項第二号口(3)に規定する厚生労働大臣が定める予防接種は、次に掲げるものとする。	医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号口の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種	医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十五の三第一項第二号口に規定する厚生労働大臣が定める予防接種は、次に掲げるものとする。

附 則

(適用期日)

1 この告示は、令和七年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第三十九条の二十五第一項第一号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準の規定は、医療法人の令和七年四月一日以後に開始する事業年度について適用し、医療法人の同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の法人税法施行規則第五条第六号に規定する厚生労働大臣の定める基準の規定は、医師会法人等（法人税法施行規則第五条第一号に規定する医師会法人等をいう。以下この項において同じ。）の令和七年四月一日以後に開始する事業年度について適用し、医師会法人等の同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

4 第三条の規定による改正後の法人税法施行規則第六条第七号に規定する厚生労働大臣の定める基準の規定は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人（以下この項において「一般社団法人等」という。）の令和七年四月一日以後に開始する事業年度について適用し、一般社団法人等の同日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 31 日

各都道府県衛生所管部（局）御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「医療法人に関する情報の調査及び分析等」の取扱い（第 3 版）について

医療法人に関する情報の調査及び分析等については、「医療法人に関する情報の調査及び分析等」の取扱い（第 2 版）について（令和 5 年 10 月 2 日事務連絡）を別添のとおり、更新（変更は下線部）しましたので、貴都道府県内に主たる事務所を有する医療法人に対し周知の上、ご指導いただきますようお願い致します。

「医療法人に関する情報の調査及び分析等」の取扱い（第3版）

目次

第1	はじめに	1
第2	報告対象の医療法人及び報告先	1
	（1）報告対象の医療法人	1
	（2）報告先	1
第3	報告様式	1
	① 病院に係る報告事項 様式1	1
	② 診療所に係る報告事項 様式2	1
第4	報告方法	1
	① 医療法人経営情報データベースシステム（以下「MCDB」という。）による報告（※）	1
	② MCDBにおいて、Web画面上の様式に直接情報を入力することで報告する方法	2
	③ 郵送等による報告（プリントアウトした書面での送付）	2
第5	報告期限	2
第6	報告項目における基準となる期日・期間	2
	① 病院等の基本情報（役員及び職員の人数並びに主たる診療科を除く。）	2
	② 役員及び職員の人数	2
	③ 主たる診療科	2
	④ 病院等の収益及び費用の内容	2
	⑤ 職種別の給与総額	2
	⑥ 職種別の人件数	3
第7	報告事項の記載方法	3
	1 病院等の基本情報	3
	（1）医療法人を表す番号	3
	① 医療法人整理番号	3
	② 法人番号	3
	（2）医療機関を表す番号	3
	① 病床・外来管理番号	4
	② 医療機関コード	4
	（3）病院等の名称、所在地等	5
	① 法人名及び病院名（診療所名）	5
	② 役員数及び職員数	5

③ 病院等の所在地	5
④ 期間	5
⑤ 消費税の経理方式	5
⑥ 主たる診療科（診療所（様式2及び様式2-2）のみ対象）	6
2 病院等の収益及び費用の内容	6
（1）収益及び費用の記載に当たっての共通の留意事項及び科目	6
① 必須記載科目及び任意記載科目	6
② 科目と会計基準	6
③ 病院の収益及び費用の科目（※は、任意記載科目）	7
④ 診療所の収益及び費用の科目（※は、任意記載科目）	10
（2）収益及び費用の記載に当たっての科目ごとの留意事項	13
① 入院診療収益及び外来診療収益	13
② 補助金収益	13
③ 材料費等の内訳の計算	13
④ 給与費のうち消費税課税対象費用	13
⑤ 役員報酬	14
⑥ 退職給付費用	14
3 病院等の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項	15
（1）職種別の給与総額及びその人数に係る職種	15
（2）職種別の給与総額及びその人数の記載に当たっての留意事項	17
① 給与総額の対象期間	17
② 常勤職員及び非常勤職員の区分	17
③ 給料及び賞与の区分	18
④ 人数の記載	18
⑤ 非常勤職員の常勤換算	18
⑥ 保有している資格と従事している業務が異なる職員の計上	19
⑦ 当直医を外部に委託している場合の人数の計上	19
⑧ 短時間勤務を行っている常勤職員の人数の計上	19
⑨ 長期にわたって勤務していない職員、産前・産後休暇及び育児休暇中の職員の計上	19
⑩ 職員が複数の病院、診療所等で勤務している場合の職種別給与や人数の計上 ..	20
⑪ 職員が他法人の病院等で定期的に勤務している場合の職種別給与及び人数の計上	20
⑫ 役員報酬と職員の給料等の両方を支給されている者の計上	20
第8 第三者への経営情報等の記載の委託	21
第9 照会先	21
別表1 都道府県番号、点数表番号	22
別表2 主たる診療科	23

(参考 1 : 病院報告様式)	24
(参考 2 : 診療所報告様式)	26
(参考 3 : 「報告対象外医療法人」報告書)	28

第1 はじめに

令和5年5月19日に公布された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)により、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)が改正され、令和5年8月1日から医療法人が開設する病院及び診療所(以下「病院等」という。)に係る経営等の情報を収集し、データベースとして整備することとなりました(令和5年8月決算の会計年度から対象)。

本書は、法第69条の2第2項の規定により医療法人が報告する情報の記載方法等についてまとめたものです。

第2 報告対象の医療法人及び報告先

(1) 報告対象の医療法人

原則、全ての医療法人が報告対象となります。

ただし、当該報告に係る会計年度における法人税の申告において、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第67条第1項の規定による社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用して所得の金額を計算した場合(いわゆる「四段階税制」を適用した場合)には、当該会計年度に係る報告は対象外とします。なお、これに該当する医療法人は、様式3によりその旨を報告してください。

(2) 報告先

報告先は、医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事となります。

なお、複数の病院等を保有し、これらの所在地が都道府県をまたがっている場合も、報告先は、全て主たる事務所の所在地の都道府県知事(以下「都道府県知事」という。)となります。

第3 報告様式

都道府県知事への報告様式は、次のとおりです。

- ① 病院に係る報告事項 様式1
- ② 診療所に係る報告事項 様式2

第4 報告方法

都道府県知事への報告方法は、次の①、②又は③のいずれかによります(厚生労働省では可能であれば①の報告方法によることをお願いしています。)

- ① 医療法人経営情報データベースシステム(以下「MCD B」という。)

による報告（※）

M C D Bから第3の様式をダウンロードし、これに報告事項を記載した上でM C D Bにアップロードすることにより報告してください。

なお、M C D Bの操作手順については、別途配布するマニュアル（医療法人用、都道府県用）を参照してください。

※ 初めてM C D Bにより報告する際は、専用のID等が必要となります（事業報告書等の届出と共通IDです。）。

お持ちでない場合は、主たる事務所の所在する都道府県へ連絡してください。

【マニュアル及び都道府県連絡先】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00005.html

② M C D Bにおいて、W e b 画面上の様式に直接情報を入力することで報告する方法

③ 郵送等による報告（プリントアウトした書面での送付）

①又は②の報告方法ができない場合には、法第51条第1項に規定する事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）の届出と併せて、第3に定める様式を書面で郵送等により報告してください（当該様式は、厚生労働省のホームページにも掲示しています。）。

【様式リンク先】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00005.html

第5 報告期限

都道府県知事への報告期限は、当該医療法人の会計年度終了後3か月以内です。期限までに報告してください。

ただし、法第51条第5項の規定により公認会計士又は監査法人の監査を受ける医療法人は、会計年度終了後4か月以内までに報告してください。

第6 報告項目における基準となる期日・期間

① 病院等の基本情報（役員及び職員の人数並びに主たる診療科を除く。）

当該報告に係る医療法人の会計年度の最終日

② 役員及び職員の人数

医療法人の会計年度内の12月31日を末日とする1年間にある7月1日

これによりがたい場合は、医療法人の会計年度内の7月1日

③ 主たる診療科

7月1日（医療法人の会計年度内の7月1日）

④ 病院等の収益及び費用の内容

医療法人の会計年度1年間

⑤ 職種別の給与総額

1月1日から12月31日までの1年間（医療法人の会計年度内の12月

31日を末日とする1年間)

これによりがたい場合は④の会計年度

⑥ 職種別の人数

7月1日(②と同じ)

※ 医療法人の会計年度の途中に開設した病院等は、開設時から当該年度末までの期間を④及び⑤の会計年度に置き換えて取り扱ってください。また、同様に会計年度の途中に廃止した病院等についても、年度開始から廃止日までの期間を会計年度と取り扱ってください。

なお、これらの期間に7月1日が含まれない場合の②、③及び⑥の取扱いは、病院等の任意で定めた時点の情報を記載してください。

第7 報告事項の記載方法

医療法人が開設する病院及び診療所の経営等(本来業務に限る。)の情報について報告するものです。

したがって、介護老人保健施設又は介護医療院は本制度では対象外です。また、附帯業務として実施する巡回診療所等も対象外です。

ただし、例えば訪問看護ステーションではなく病院等が本来業務の中で実施している訪問看護等は、当該病院等に含めて計上してください。

具体的には次のとおり記載します。

1 病院等の基本情報

(1) 医療法人を表す番号

① 医療法人整理番号

法第44条第1項の規定による設立認可において、医療法人が都道府県知事から付された番号です。M C D Bを利用して報告する医療法人では、ログイン後のトップ画面上で確認が可能です。

【M C D B】URL：<https://www.wam.go.jp/mcdbrep/entry/>

② 法人番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第39条第1項の規定により、法人が国税庁長官から指定された13桁の番号です。

法人番号は国税庁法人番号公表サイトで確認可能です。

【国税庁法人番号公表サイト】URL：<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

(2) 医療機関を表す番号

① 病床・外来管理番号

法第 30 条の 13 の病床機能報告対象病院等又は法第 30 条の 18 の 2 の外来機能報告対象病院等に付される番号です。

はじめに病床・外来管理番号付与の有無を選択してください。「有」を選択した場合、右隣の欄に病床機能報告又は外来機能報告で付された 8 桁の番号を記載します。報告対象医療機関ではない場合は「無」を選択してください。

報告対象医療機関は、厚生労働省「令和〇年度病床・外来機能報告」事務局から発送される調査案内で確認できます。

② 医療機関コード

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 65 条第 1 項の規定により保険医療機関として指定された病院等に付される番号です。

はじめに保険医療機関の指定の有無を選択してください。「有」を選択した場合、右隣の枠に「都道府県番号」＋「点数表番号」（別表 1 参照）＋「医療機関コード」（10 桁の番号）を記載してください。保険医療機関ではない場合「無」を選択ください。

なお、病院等が「医科」と「歯科」でそれぞれ医療機関コードを有している場合には、「医科」の医療機関コードを記載してください。

医療機関コードは、各地域を管轄している地方厚生（支）局のホームページで確認可能です。

都道府県 番 号		点数表 番 号	医療機関 コード						

【例】東京都の歯科診療所

「 1 3 3 X X X X X X X 」

< 地方厚生（支）局 URL >

【北海道】URL：https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/gyomu/gyomu/hoken_kikan/code_ichiran.html

【東北】URL：https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/itiran.html

【関東信越】URL：<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/shitei.html>

【東海北陸】URL：https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/newpage_00287.html

【近畿】URL：<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/tyousa/shinkishitei.html>

【中国四国】URL：<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/chousaka/iryoukikanshitei.html>

【四国】URL：https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shitei/index.html

【九州】URL：https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/gyomu/hoken_kikan/index_00006.html

(3) 病院等の名称、所在地等

① 法人名及び病院名（診療所名）

医療法人の名称及び病院等の名称を、省略せずに記載してください。

② 役員数及び職員数

基準となる期日（7月1日時点）において、当該病院等に従事する役員の人数又は医療法人が直接雇用し当該病院等の業務に従事する職員の人数を記載してください。したがって、当該病院等に従事していない役員又は職員の人数は計上しないでください。

また、非常勤職員は、常勤換算して計上してください。

なお、一人で役員の報酬と、職員の給料の両方を支給されている者がある場合には、「役員」には実人数を、「職員」には雇用契約に基づいた勤務時間を踏まえ常勤換算した人数を計上してください。

役員数及び職員数の記載方法の詳細については、3の「病院等の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項」を参考に計上してください。

③ 病院等の所在地

病院等の所在地は、当該病院等について「都道府県」、「市区町村」及び「二次医療圏」を選択し、「町域」を記載してください。

④ 期間

経営情報に関する情報の「期間」には、報告対象の会計期間（第6の④の期間）を記載してください。

職種別給与総額及びその人数に関する情報の「期間」には、職種別給与総額及びその人数の報告の基準となる対象期間（第6の⑤の期間）を記載してください。

⑤ 消費税の経理方式

消費税の経理方式については、当該医療法人において適用している経理方式を選択してください。

1 税抜・・・消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式

2 税込・・・消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式（消費税を納めていない免税事業者は全てこの方式となる。）

「1 税抜」を選択した場合は、それぞれの科目の「(うち消費税課税対象費用)」も記載してください。

⑥ 主たる診療科（診療所（様式2及び様式2-2）のみ対象）

当該診療所において、基準となる期日（7月1日時点）の直近1か月分、直近3か月分など、当該診療所の実態を適切に反映していると考えられる期間における実績等で5割を超える患者数の診療科（※）を選択してください。

5割を超える診療科がない場合には、左端より当該診療所において患者数の多い順に上位3つまで診療科を選択してください。

なお、当該診療所における標ぼう診療科と一致しない場合には、実績に基づき選択してください。

※ 主たる診療科は、「別表2」から選択してください。また、「別表2」に該当する診療科がなく、読替えが可能な診療科がある場合には、読替え可能な最も近いと思われる診療科を選択してください。読替えが困難な場合は、「44. その他の診療科」を選択してください。

2 病院等の収益及び費用の内容

（1）収益及び費用の記載に当たっての共通の留意事項及び科目

① 必須記載科目及び任意記載科目

経営状況に関する情報の様式中、備考に「任意記載」とない科目は、必須記載科目です。必須記載科目は、必ず記載してください。

同様式中、備考に「任意記載」と記載している科目は、任意記載科目です。任意記載科目は、記載が困難でなければできるだけ記載してください。任意記載科目について記載が困難な場合は、「*」を記載してください。

② 科目と会計基準

病院等の「収益及び費用」に係る各科目（※）への金額欄への記載は、医療法人の損益計算書を踏まえるとともに、③又は④により、当該医療法人が使用している勘定科目に最も近い内容の科目の金額欄に記載します。

※ 病院等の「収益及び費用」に係る科目の名称は、病院会計準則（「病院会計準則の改正について」（平成16年8月19日付け医政発第0819001号））をもとに定めています。一方、医療法人は、法令の規定によるほか、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従って行われることとされています。このため、当該医療法人の会計基準によって、勘定科目の名称と一致しない場合がありますが、科目の名称は統一します。

③ 病院の収益及び費用の科目（※は、任意記載科目）

次のとおり、対応する科目に収益及び費用の状況を記載してください。

科目	内容
医業収益	医業に係る収益
入院診療収益	入院患者の診療、療養に係る収益（医療保険、施設介護及び短期入所療養介護の介護保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
保険診療収益※ （患者負担含む）	入院患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、施設介護及び短期入所療養介護の介護保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額
公害等診療収益※	入院患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額
その他の診療収益※	自費診療、特別メニューの食事などの金額
室料差額収益	入院患者の医療に係る収益で、特別室の特別料金徴収額
外来診療収益	外来（往診を含む）患者の診療、療養に係る収益（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
保険診療収益※ （患者負担含む）	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額
公害等診療収益※	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの合計額
その他の診療収益※	自費診療、特別メニューの食事などの金額
その他の医業収益	保健予防活動収益、受託検査・施設利用収益、文書料等上記に属さない医業収益（施設介護及び短期入所療養介護以外の訪問看護、通所リハビリテーションなどの介護報酬、保険等査定減を含む。）
保健予防活動収益※	各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等保健予防活動に係る収益
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業収益として計上したもの）

科目	内容
医業費用	医業に係る費用
材料費	材料に係る費用
医薬品費	(ア) 投薬用薬品の費消額 (イ) 注射用薬品（血液、プラズマを含む）の費消額 (ウ) 外用薬、検査用試薬、造影剤など前記の項目に属さない薬品の費消額
診療材料費・ 医療消耗器具備品費	カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、など1回ごとに消費する診療材料の費消額 診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具及び放射性同位元素のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年以内に消費するもの
給食用材料費	患者給食のために使用した食品の費消額（給食委託費に包含している場合は「－」と記載）
給与費	給与に係る費用
役員報酬	病院で直接業務に従事する役員に対する報酬
給料	病院で直接業務に従事する職員に対する給料、手当
賞与	病院で直接業務に従事する職員に対する確定済賞与のうち、当該会計期間に係る部分の金額
賞与引当金繰入額	病院で直接業務に従事する職員に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積額
退職給付費用	病院で直接業務に従事する役員・職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額
法定福利費	病院で直接業務に従事する役員・職員に対する健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法、各種の組合法などの法令に基づく事業主負担額
委託費	検査委託費、給食委託費、寝具委託費、医事委託費、清掃委託費、保守委託費、その他外部に委託した上記以外の業務の対価としての費用
給食委託費	外部に委託した給食業務の対価としての費用
設備関係費	減価償却費、器機賃借料、地代家賃、修繕費、固定資産税等、器機保守料、器機設備保険料、車両関係費
減価償却費	固定資産の計画的・規則的な取得原価の配分額
器機賃借料	固定資産に計上を要しない器機等のリース、レンタル料
研究研修費	研究費、研修費

科目	内容
経費	福利厚生費、旅費交通費、職員被服費、通信費、広告宣伝費、消耗品費、消耗器具備品費、会議費、水道光熱費、保険料、交際費、諸会費、租税公課、医業貸倒損失、貸倒引当金繰入額、雑費
水道光熱費	電気、ガス、水道、重油などの費用。ただし、車両関係費に該当するものは除く。
控除対象外消費税等負担額	病院の負担に属する控除対象外の消費税及び地方消費税。ただし、資産に係る控除対象外消費税に該当するものは除く。（税込み経理の場合は記載不要）
本部費配賦額	本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用（本部会計を設けていない場合または配賦額がない場合「－」と記載）
医業利益（又は医業損失）	医業利益（又は医業損失）
医業外収益	受取利息及び配当金、有価証券売却益、運営費補助金収益、施設設備補助金収益、患者外給食収益、その他前記の科目に属さない医業外収益
受取利息及び配当金※	預貯金、公社債の利息、出資金等に係る分配金
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
施設設備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
医業外費用	支払利息、有価証券売却損、患者外給食用材料費、診療費減免額、医業外貸倒損失、貸倒引当金医業外繰入額、その他前記の科目に属さない医業外費用
支払利息※	長期借入金、短期借入金の支払利息
経常利益（又は経常損失）	経常利益（又は経常損失）
臨時収益	固定資産売却益、その他の臨時収益
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
施設設備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
臨時費用	固定資産売却損、固定資産除却損、資産に係る控除対象外消費税等負担額、災害損失、その他前記以外の臨時的に発生した費用
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	経常利益に臨時損益を加え、これから臨時費用を控除した金額
法人税、住民税及び事業税負担額※	法人税、住民税及び事業税のうち、当該会計年度の病院の負担に属するものとして計算された金額
当期純利益（又は当期純損失）	当期純利益（又は当期純損失）

④ 診療所の収益及び費用の科目（※は、任意記載科目）

次のとおり、対応する科目に収益及び費用の状況を記載してください。

科目	内容
医業収益	医業に係る収益
入院診療収益	入院患者の診療、療養に係る収益（医療保険、施設介護及び短期入所療養介護の介護保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
保険診療収益※ （患者負担含む）	入院患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、施設介護及び短期入所療養介護の介護保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額
公害等診療収益※	入院患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額
室料差額収益※	入院患者の医療に係る収益で、特別室の特別料金徴収額
その他の診療収益※	自費診療、特別メニューの食事などの金額
外来診療収益	外来（往診を含む）患者の診療、療養に係る収益（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
保険診療収益※ （患者負担含む）	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額
公害等診療収益※	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの合計額
その他の診療収益※	自費診療、特別メニューの食事などの金額
その他の医業収益	保健予防活動収益、受託検査・施設利用収益、文書料等上記に属さない医業収益（施設介護及び短期入所療養介護以外の訪問看護、通所リハビリテーションなどの介護報酬、保険等査定減を含む。）
保健予防活動収益※	各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等保健予防活動に係る収益
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業収益として計上したもの）

科目	内容
医業費用	医業に係る費用
材料費	材料に係る費用
医薬品費	(ア) 投薬用薬品の費消額 (イ) 注射用薬品（血液、プラズマを含む）の費消額 (ウ) 外用薬、検査用試薬、造影剤など前記の項目に属さない薬品の費消額
診療材料費・ 医療消耗器具備品費	カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、など1回ごとに消費する診療材料の費消額 診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具及び放射性同位元素のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年以内に消費するもの
給食用材料費	患者給食のために使用した食品の費消額（給食委託費に包含している場合は「－」と記載）
給与費	給与に係る費用
役員報酬	診療所で直接業務に従事する役員に対する報酬
給料	診療所で直接業務に従事する職員に対する給料、手当
賞与	診療所で直接業務に従事する職員に対する確定済賞与のうち、当該会計期間に係る部分の金額
賞与引当金繰入額	診療所で直接業務に従事する職員に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積額
退職給付費用	診療所で直接業務に従事する役員・職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額
法定福利費	診療所で直接業務に従事する役員・職員に対する健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法、各種の組合法などの法令に基づく事業主負担額
委託費	検査委託費、給食委託費、寝具委託費、医事委託費、清掃委託費、保守委託費、その他外部に委託した上記以外の業務の対価としての費用
給食委託費※	外部に委託した給食業務の対価としての費用
減価償却費	固定資産の計画的・規則的な取得原価の配分額
器機賃借料	固定資産に計上を要しない器機等のリース、レンタル料

科目	内容
その他の医業費用	材料費、給与費、委託費、減価償却費、器機賃借料以外の医業費用（地代家賃、修繕費、固定資産税等、器機保守料、器機設備保険料、車両関係費、研究研修費、福利厚生費、旅費交通費、職員被服費、通信費、広告宣伝費、消耗品費、消耗器具備品費、会議費、水道光熱費、保険料、交際費、諸会費、租税公課、医業貸倒損失、貸倒引当金繰入額、雑費、控除対象外消費税等負担額（税抜き経理の場合）、本部費配賦額（本部会計を設けた場合））
水道光熱費	電気、ガス、水道、重油などの費用。ただし、車両関係費に該当するものは除く。
控除対象外消費税等負担額	診療所の負担に属する控除対象外の消費税及び地方消費税。ただし、資産に係る控除対象外消費税に該当するものは除く。（税込み経理の場合は記載不要）
本部費配賦額※	本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用（本部会計を設けていない場合または配賦額がない場合「－」と記載）
医業利益（又は医業損失）	医業利益（又は医業損失）
医業外収益	受取利息及び配当金、有価証券売却益、運営費補助金収益、施設設備補助金収益、患者外給食収益、その他前記の科目に属さない医業外収益
受取利息及び配当金※	預貯金、公社債の利息、出資金等に係る分配金
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
施設設備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
医業外費用	支払利息、有価証券売却損、患者外給食用材料費、診療費減免額、医業外貸倒損失、貸倒引当金医業外繰入額、その他前記の科目に属さない医業外費用
支払利息※	長期借入金、短期借入金の支払利息
経常利益（又は経常損失）	経常利益（又は経常損失）
臨時収益※	固定資産売却益、その他の臨時収益
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
施設設備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
臨時費用※	固定資産売却損、固定資産除却損、資産に係る控除対象外消費税等負担額、災害損失、その他前記以外の臨時的に発生した費用

科目	内容
税引前当期純利益（又は 税引前当期純損失）	経常利益に臨時損益を加え、これから臨時費用を 控除した金額
法人税、住民税及び事業 税負担額※	法人税、住民税及び事業税のうち、当該会計年度 の診療所の負担に属するものとして計算された金 額
当期純利益（又は当期純 損失）	当期純利益（又は当期純損失）

（２）収益及び費用の記載に当たっての科目ごとの留意事項

① 入院診療収益及び外来診療収益

入院診療収益又は外来診療収益は、保険診療収益、公害等診療収益又はその他の診療収益に区分（診療所においては、室料差額収益にも区分）して記載してください。

区分できない場合は、当該科目に「＊」を記載してください。

② 補助金収益

当該医療法人の会計基準に基づき医業収益、医業外収益又は臨時収益のいずれかに記載してください。

③ 材料費等の内訳の計算

当該医療法人において、材料費に係る内訳として医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費又は給食用材料費に区分して記載することが、これまでの会計処理上困難な場合には、按分により金額を求めることも可能です。

なお、給与費、委託費、設備関係費、経費等についても同様の取り扱いが可能です。

<按分の計算例：材料費の区分が困難な場合>

$$\text{医薬品費} = \text{材料費の総額} \times \frac{\text{直近1か月分等（※）の医薬品費}}{\text{直近1か月分等（※）の材料費}}$$

※ 直近1か月分、直近3か月分など、医薬品費の割合を適切に反映していると考えられる期間を調査して使用してください。

④ 給与費のうち消費税課税対象費用

給与費のうち消費税の課税対象は、通勤手当（※）です。通勤のために通常必要とする範囲内のものであれば、その全額が課税仕入れとして該当します。

※ 消費税法基本通達 11-2-2に基づき、事業者が使用人等に支給する通勤手当（通勤定期等の現物による支給を含む。）のうち通勤のために通常必要とする範囲内のものは、所得税法上非課税とされる金額を超えている場合であっても、その全額が課税仕入れに該当するものとして取り扱われることから、『その通勤に通常必要であると認められる部分の金額』は「課税仕入」となります。その他（通常必要でない金額）は、「不課税仕入」となり、消費税課税対象費用とはなりません。

⑤ 役員報酬

役員報酬は、当該病院等に従事する役員の報酬額を記載してください。したがって、当該病院等以外で従事する役員の報酬額は計上しないでください。

また、退職給付費用又は法定福利費の役員分を職員分と分け、役員報酬に計上する必要はありません。

なお、役員が診療等に従事している場合であっても、役員報酬規定等により役員報酬と給料を明確に区分して支給している場合を除き、役員報酬に計上してください。

役員が同一法人の保有する複数の病院、診療所等に従事しているなど、病院等単位の役員報酬を把握していない役員がいる場合は、当該役員の従事時間、医業収益額など、当該役員の報酬額を適切に反映した按分により計上してください。

<按分の計算例>

役員Aの当該病院等分の役員報酬＝

$$\text{役員Aの役員報酬} \times \frac{\text{役員Aの当該病院等での従事時間（※）}}{\text{役員Aの総従事時間（※）}}$$

※ 当該役員の従事時間、医業収益額など、当該役員の報酬額を適切に反映していると考えられる係数を使用してください。

⑥ 退職給付費用

退職給付費用には、病院等で直接業務に従事する役員・職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額を計上してください。

なお、特別損失として給付した役員退職慰労金等は、臨時費用として計上してください。

3 病院等の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項

(1) 職種別の給与総額及びその人数に係る職種

当該病院等における次の職種ごとの職員（※1）の給与総額及びその人数を記載してください（※2）。

※1 役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含めません。

※2 把握している職種は全て記載してください。記載が困難な職種には、「*」を記載してください。

職種	内容
医師	医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。
歯科医師	歯科医師の免許を有し、歯、その周囲組織及び口く（腔）に生ずるすべての疾患についての診断・治療・予防・指導などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。
薬剤師	薬剤師の免許を有し、調剤などの、薬事に関する専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。
看護職員	保健師、助産師、看護師及び准看護師の合計数。
保健師	保健師の免許を有し、健康相談などにより、衛生思想の普及・疾病予防の指導・傷病者の療養指導・その他日常生活上必要な保健指導の仕事に従事するものをいう。
助産師	助産師の免許を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導の仕事に従事するものをいう。
看護師	看護師の免許を有し、傷病者・じょく婦・新生児に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。
准看護師	准看護師の免許を有し、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。
その他の医療技術者等	上記に該当しない職員の合計。
診療放射線技師	診療放射線技師の免許を有し、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体照射（撮影を含む）の仕事に従事するものをいう。
臨床工学技士	臨床工学技師の免許を有し、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作及び保守点検の仕事に従事するものをいう。

職種		内容
	臨床検査技師	臨床検査技師又は衛生検査技師の免許を有し、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査などの仕事に従事するものをいう。
	リハビリスタッフ	理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士の合計数。
	理学療法士	理学療法士の免許を有し、理学療法の仕事に従事するものをいう。
	作業療法士	作業療法士の免許を有し、作業療法の仕事に従事するものをいう。
	視能訓練士	視能訓練士の免許を有し、視能訓練の仕事に従事するものをいう。
	言語聴覚士	言語聴覚士の免許を有し、言語訓練の仕事に従事するものをいう。
	歯科衛生士	歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口くう（腔）の疾患の予防処置として歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助並びに歯科保健指導などの仕事に従事するものをいう。
	歯科技工士	歯科技工士の免許を有し、歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成、修理、又は加工する仕事に従事するものをいう。
	栄養士等	管理栄養士、栄養士及び調理師の合計。
	管理栄養士	管理栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・し（嗜）好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。
	栄養士	栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・し（嗜）好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。
	調理師	調理師の免許を有し、献立の作成・飲食物の調理及びそれらの補助的な仕事に従事するものをいう。
	社会福祉士	社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスの提供又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助の仕事に従事するものをいう。

職種		内容
	精神保健福祉士	精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け医療施設において精神障害の医療を受けている者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助の仕事に従事するものをいう。
	保育士	保育士の名称を用いて、病棟において児童の保育・保護の仕事に従事するものをいう。
	看護補助者	医療行為は行わず、医師、看護師からの指示により、専ら患者への食事・入浴などの介助などの仕事に従事するものをいう。
	事務職員	事務担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士の合計。
	事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員	主として事務（総務、人事、財務、医事等（病棟での勤務を含む））の仕事に従事するものをいう。
	医師事務作業補助者	医師の事務作業の補助の仕事に従事するものをいう。
	診療情報管理士	診療情報の管理、入院患者についての疾病統計の仕事に従事するものをいう。
その他の職員		上記に該当しない職員の合計。

（２）職種別の給与総額及びその人数の記載に当たっての留意事項

① 給与総額の対象期間

給与総額の対象期間は原則、直近の暦年（第６の⑤の１月１日から１２月３１日まで）とし、これによりがたい場合は、暦年でなく会計年度（第６の④）で記載することを可とします。

② 常勤職員及び非常勤職員の区分

常勤職員と非常勤職員を区分できる場合は、「①常勤職員と非常勤職員を区分できる場合」に記載してください。常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、「②常勤職員と非常勤職員を区分できない場合」に記載してください。①の場合、非常勤職員は給料と賞与をまとめて給与総額に記載してください。

なお、常勤職員及び非常勤職員の考え方については、⑤の「非常勤職員の常勤換算について」を参照してください。

③ 給料及び賞与の区分

給料と賞与を区分できる場合は「給料と賞与を区分できる場合」に記載してください。年俸制を採用、事務処理上の理由等から、給料と賞与を区分できない場合は、「給料と賞与を区分できない場合」に記載してください。

給料には、対象期間に職員に支給した給料の職種区分毎の総額を円単位で記載し、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など、労働の対価として職員に支給した全てのものを含めてください。

賞与には、対象期間に職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を円単位で記載してください。

なお、按分計上する者以外は、源泉徴収の額（※）を職種ごとに区分し積み上げた金額と捉えて差し支えありません。

また、対象期間中に退職した者へ支給した給料及び賞与も含めてください。

※ 源泉徴収した職員の「給与所得に対する源泉徴収簿」の「給与・手当等」と「賞与等」における「総支給金額」の合計額

④ 人数の記載

人数は、有給・無給を問わず給与総額の対象期間における7月1日（第6の⑥）時点で当該病院等に雇用されている者を計上してください。

7月1日の欠勤者であっても、雇用されていれば計上してください。

また、7月1日付けの採用者は計上し、退職者は計上しないでください。

なお、病床機能報告で報告している職種の人数の記載は、省略することができます。ただし、病床機能報告では派遣労働者を含むこととしており、当該病院等の病床機能報告に派遣労働者を含む場合には、その人数を除いて計上してください（※）。

※ 様式への記載に当たっては、「病床機能報告」報告の有無」において「有（派遣を含まない）」を選ぶことによって、「人数」に「－」が表示されます。

病床機能報告を報告しているが、その人数に派遣労働者を含んでいる場合には「有（派遣を含む）」を選択し、病床機能報告で報告した人数から派遣労働者を除いた人数を記載してください。

なお、病床機能報告を報告されていない病院等においては「無」を選択し、人数を記載してください。

⑤ 非常勤職員の常勤換算

常勤職員とは、当該病院等で定められた勤務時間を全て勤務する者をいいます。ただし、当該病院等で定めた1週間の勤務時間が32時間未満の場合は、32時間以上勤務している者を常勤職員1人として計上します。

非常勤職員とは、当該病院等と雇用関係にあって、常勤職員でない職員

をいいます。当該施設の常勤職員の 1 週間の所定労働時間を基礎として、次の計算例のとおり常勤換算して小数点第一位まで（小数点第二位を四捨五入）を計上してください。

＜計算例＞

常勤職員の 1 週間の勤務時間が 40 時間の病院で、週 2 日（各日 3 時間）勤務の看護師が 1 人と、週 3 日（各日 5 時間）勤務の看護師が 2 人いる場合（所定の勤務時間数を超えて行われた時間外勤務は含みません。）

$$\text{非常勤看護師数} = \frac{(2 \text{ 日} \times 3 \text{ 時間} \times 1 \text{ 人}) + (3 \text{ 日} \times 5 \text{ 時間} \times 2 \text{ 人})}{40 \text{ 時間}} = 0.9 \text{ 人}$$

なお、非常勤職員の勤務時間を月単位で管理されている場合には、1 か月の所定労働時間を用いて、1 か月の勤務時間について常勤換算した人数を計上してください。

- ⑥ 保有している資格と従事している業務が異なる職員の計上
当該病院等で従事している業務に基づき計上してください。
- ⑦ 当直医を外部に委託している場合の人数の計上
当該病院等と雇用関係がある場合には、非常勤職員と同様に常勤換算した人数を計上してください。
- ⑧ 短時間勤務を行っている常勤職員の人数の計上
勤務時間で判断し、1 週間の勤務時間が 32 時間未満の場合、非常勤職員と同様に常勤換算した人数を計上してください。
- ⑨ 長期にわたって勤務していない職員、産前・産後休暇及び育児休暇中の職員の計上
7 月 1 日現在、当該病院等に勤務していない者で、長期にわたって勤務していない者（3 か月を超える者。予定者を含めます。）は、計上しないでください。
ただし、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）で定める産前・産後休業（産前 6 週間・産後 8 週間）並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）で定める育児休業及び介護休業を取得している者は計上してください。
休業中の者に代替者がいる場合は、代替者のみ計上してください（休業中の者は含めません。）。
休業中で代替者がいない者は、7 月 1 日時点で所属している病院等の人数に計上しますが、法人本部の所属など特定の病院等に所属していない場合は⑩の考え方を参考に計上してください。

⑩ 職員が複数の病院、診療所等で勤務している場合の職種別給与や人数の計上

職員が同一法人の保有する複数の病院、診療所等に勤務しているなど、病院等単位の給料等又は人数を把握していない職員がいる場合は、当該職員の勤務時間、医業収益額など、当該職員の給料等又は人数を適切に反映した按分により計上してください。

<按分の計算例>

職員Aの当該病院等分の給料等又は人数＝

$$\begin{array}{c} \text{職員Aの給料等} \\ (\text{人数の場合は1}) \end{array} \times \frac{\text{職員Aの当該病院等での勤務時間（※）}}{\text{職員Aの総勤務時間（※）}}$$

※ 当該職員の勤務時間、医業収益額など、当該職員の給料等を適切に反映していると考えられる係数を使用してください。

⑪ 職員が他法人の病院等で定期的に勤務している場合の職種別給与及び人数の計上

業務として職員を他法人に派遣した病院等及び受け入れた病院等は、各々の病院等での当該職員の勤務時間、医業収益額など、当該職員の給料等を適切に反映していると考えられる係数を使用し、「給与総額」にはその者の給料等を按分で、「人数」には常勤換算した人数を計上してください。

職員が兼業で他法人の病院等に勤務している場合は、出向元の派遣病院等では給料等・人数とも特別な処理は必要ありません。

兼業で職員を受け入れた病院等での「給与総額」はその者への支給額を、「人数」は常勤換算した人数を計上してください。

	出向（労働時間内）		兼業（労働時間外）	
	給与総額	人数	給与総額	人数
出向元 （派遣病院等）	支給額を 按分計上	常勤換算 （勤務時間分 を按分計上）	特別な処理 不要 （支給額を計 上）	特別な処理 不要 （人数を計 上）
出向先 （受入病院等）	支給額を 按分計上	常勤換算 （勤務時間分 を按分計上）	特別な処理 不要 （支給額を計 上）	常勤換算 （勤務時間分 を按分計上）

⑫ 役員報酬と職員の給料等の両方を支給されている者の計上

役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含めませんが、役員が診療等に従事している場合であって、役員報酬規定等により役員報酬と給料等を明確に区分して支給している場合には、給料等のみ計上してください。

この場合、「給与総額」には雇用契約に基づいた職員の給料等を、「人数」には雇用契約に基づいた勤務時間を踏まえ常勤換算した人数を計上してください。

また、役員が同一法人の保有する複数の病院、診療所等に勤務しているなど、病院等単位の給料等又は人数を把握していない役員がいる場合は、当該役員の勤務時間、医業収益額など、当該役員の給料等又は人数を適切に反映した按分により計上してください。

なお、この役員数の取扱いは病床機能報告と異なります。このため「「病床機能報告」報告の有無」で「1有（派遣を含まない）」を選択した場合、「人数」が自動で「－」となりますが、病床機能報告において役員が含まれている職種は、役員を常勤換算した上で職員数と合わせた人数に置き換えて記載し直してください。

また、役員については、「常勤職員」に計上してください（「①常勤職員と非常勤職員が区分できる場合」に記載する場合）。

<按分の計算例>

役員Aの当該病院等分の給料等＝

$$\text{役員Aの給料等} \times \frac{\text{役員Aの当該病院等での職員としての勤務時間（※）}}{\text{役員Aの職員としての総勤務時間（※）}}$$

※ 当該役員の勤務時間、医業収益額など、当該役員の給料等を適切に反映していると考えられる係数を使用してください。

第8 第三者への経営情報等の記載の委託

MCD Bを使用して報告する場合には、経営情報等の記載を外部に委託することが可能です。この場合、MCD Bのユーザ情報画面上の担当者を委託先の担当者により登録してください。

第9 照会先

【医療法人経営情報報告相談窓口】 TEL：0570-783-867

別表 1 都道府県番号、点数表番号

都道府県番号					
0 1	北海道	1 7	石 川	3 3	岡 山
0 2	青 森	1 8	福 井	3 4	広 島
0 3	岩 手	1 9	山 梨	3 5	山 口
0 4	宮 城	2 0	長 野	3 6	徳 島
0 5	秋 田	2 1	岐 阜	3 7	香 川
0 6	山 形	2 2	静 岡	3 8	愛 媛
0 7	福 島	2 3	愛 知	3 9	高 知
0 8	茨 城	2 4	三 重	4 0	福 岡
0 9	栃 木	2 5	滋 賀	4 1	佐 賀
1 0	群 馬	2 6	京 都	4 2	長 崎
1 1	埼 玉	2 7	大 阪	4 3	熊 本
1 2	千 葉	2 8	兵 庫	4 4	大 分
1 3	東 京	2 9	奈 良	4 5	宮 崎
1 4	神奈川	3 0	和歌山	4 6	鹿児島
1 5	新 潟	3 1	鳥 取	4 7	沖 縄
1 6	富 山	3 2	島 根	—	—

点数表番号	
1	医 科
3	歯 科

別表 2 主たる診療科

主たる診療科					
0 1	内科	1 6	外科	3 1	産婦人科
0 2	呼吸器内科	1 7	呼吸器外科	3 2	産科
0 3	循環器内科	1 8	心臓血管外科	3 3	婦人科
0 4	消化器内科 (胃腸内科)	1 9	乳腺外科	3 4	リハビリテ ーション科
0 5	腎臓内科	2 0	気管食道外科	3 5	放射線科
0 6	神経内科	2 1	消化器外科 (胃腸外科)	3 6	麻酔科
0 7	糖尿病内科 (代謝内科)	2 2	泌尿器科	3 7	病理診断科
0 8	血液内科	2 3	肛門外科	3 8	臨床検査科
0 9	皮膚科	2 4	脳神経外科	3 9	救急科
1 0	アレルギー科	2 5	整形外科	4 0	歯科
1 1	リウマチ科	2 6	形成外科	4 1	矯正歯科
1 2	感染症内科	2 7	美容外科	4 2	小児歯科
1 3	小児科	2 8	眼科	4 3	歯科口腔外 科
1 4	精神科	2 9	耳鼻咽喉科	4 4	その他の診 療科
1 5	心療内科	3 0	小児外科	—	—

(参考 1 : 病院報告様式)

経営状況に関する情報 (病 院)

様式 1

医療法人整理番号			
法人番号			
病床・外来管理番号			
医療機関コード			

法人名						
病院名					役員数(人)	職員数(人)
病院所在地	都道府県		市区町村		町域	二次医療圏

期間 (自 至)

消費税の経理方式	科 目	金 額	備 考
01	医業収益		
01-01	入院診療収益		
01-01-1	保険診療収益 (患者負担含む)		任意記載
01-01-2	公害等診療収益		任意記載
01-01-3	その他の診療収益		任意記載
01-02	室料差額収益		
01-03	外来診療収益		
01-03-1	保険診療収益 (患者負担含む)		任意記載
01-03-2	公害等診療収益		任意記載
01-03-3	その他の診療収益		任意記載
01-04	その他の医業収益		
01-04-1	うち保健予防活動収益		任意記載
01-04-2	うち運営費補助金収益		
02	医業費用		
02-01	材料費		
02-01-1	医薬品費		
02-01-2	診療材料費、医療消耗器具備品費		
02-01-3	給食用材料費		
02-02	給与費		
02-(02)	(うち消費税課税対象費用)		
02-02-1	役員報酬		
02-02-2	給料		
02-02-3	賞与		
02-02-4	賞与引当金繰入額		
02-02-5	退職給付費用		
02-02-6	法定福利費		
02-03	委託費		
02-03-1	うち給食委託費		
02-04	設備関係費		
02-(04)	(うち消費税課税対象費用)		
02-04-1	うち減価償却費		
02-04-2	うち器械賃借料		
02-05	研究研修費		
02-(05)	(うち消費税課税対象費用)		
02-06	経費		
02-(06)	(うち消費税課税対象費用)		
02-06-1	うち水道光熱費		
02-07	控除対象外消費税等負担額		
02-08	本部費配賦額		
03	医業利益 (又は医業損失)		
04	医業外収益		
04-01	うち受取利息及び配当金		任意記載
04-02	うち運営費補助金収益		
04-03	うち施設設備補助金収益		
05	医業外費用		
05-01	うち支払利息		任意記載
06	経常利益 (又は経常損失)		
07	臨時収益		
07-01	うち運営費補助金収益		
07-02	うち施設設備補助金収益		
08	臨時費用		
09	税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)		
10	法人税、住民税及び事業税負担額		任意記載
11	当期純利益 (又は当期純損失)		

単位: 円

※ 1 医療法人整理番号は、医療法人ごとに付された番号を記載すること。法人番号は、国税庁により法人ごとに指定された13桁の番号を記載すること。病床・外来管理番号は、病床・外来管理番号付与の有無を選択し、有の場合は病床機能報告又は外来機能報告で付された8桁の番号を記載すること。医療機関コードは、保険医療機関の指定の有無を選択し、有の場合は保険医療機関ごとに付された都道府県番号+点数表番号+医療機関コードの10桁の番号を記載すること。

※ 2 任意記載科目について記載が困難な場合は、「※」を記載すること。

職種別給与総額及びその人数に関する情報（病 院）

様式 1

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名					
病院名					
病院所在地	都道府県	市区町村	役員数(人)	職員数(人)	
			町域	二次医療圏	

期間（自 至 ）

単位：円

「病床機能報告」報告の有無		①常勤職員と非常勤職員を区分できる場合						②常勤職員と非常勤職員を区分できない場合			
職 種		常 勤 職 員			非 常 勤 職 員			給 与 総 額			人 数 (人)
		給 料 と 賞 与 を 区 分 で き る 場 合		給 料 と 賞 与 を 区 分 で き な い 場 合	人 数 (人)	給 与 総 額	人 数 (人)				
		給 料	賞 与								
01	医師※										
02	歯科医師※										
03	薬剤師※										
04	看護職員										
04-01	保健師										
04-02	助産師※										
04-03	看護師※										
04-04	准看護師※										
05	その他の医療技術者等										
05-01	診療放射線技師※										
05-02	臨床工学技士※										
05-03	臨床検査技師※										
05-04	リハビリスタッフ										
05-04-1	理学療法士※										
05-04-2	作業療法士※										
05-04-3	視能訓練士										
05-04-4	言語聴覚士※										
05-05	歯科衛生士										
05-06	歯科技工士										
05-07	栄養士等										
05-07-1	管理栄養士※										
05-07-2	栄養士										
05-07-3	調理師										
05-08	社会福祉士										
05-09	精神保健福祉士										
05-10	保育士										
05-11	看護補助者※										
05-12	事務職員										
05-12-1	事務（総務、人事、財 政、医事等）担当職員										
05-12-2	医師事務作業補助者										
05-12-3	診療情報管理士										
05-13	その他の職員										

常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、左欄①に記載すること。

給 与 総 額			人 数 (人)
給 料 と 賞 与 を 区 分 で き る 場 合		給 料 と 賞 与 を 区 分 で き な い 場 合	
給 料	賞 与		

- ※ 1 給与総額の対象期間は直近 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。これによりがたい場合は、会計年度とする。
- ※ 2 常勤職員と非常勤職員を区分できる場合は、左欄①に記載すること。常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、右欄②に記載すること。①の場合、非常勤職員は給料と賞与をまとめて給与総額に記載すること。
- ※ 3 給料と賞与を区分できる場合は「給料と賞与を区分できる場合」に記載すること。年俸制を採用、事務処理上の理由等から、給料と賞与を区分できない場合は、「給料と賞与を区分できない場合」に記載すること。
- ※ 4 給料には、対象期間に職員に支給した給料の職種区分毎の総額を記載すること。なお、給料には扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給した全てのものが含まれる。
- ※ 5 賞与には、対象期間に職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記載すること。
- ※ 6 人数は給与総額の対象期間における 7 月 1 日時点の人数とし、非常勤職員は常勤換算（※小数点第一位まで（小数点第二位を四捨五入））して記載すること。職種末尾の「※」は病床機能報告報告職種を示す。病床機能報告で報告している職種の人数の記載は、省略することができる。ただし、病床機能報告では派遣労働者を含むこととしており、当該病院等の病床機能報告に派遣労働者を含む場合には、その人数を除いて計上すること。
- ※ 7 役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含まないこと。
役員が診療等に従事している場合であって、役員報酬規定等により役員報酬と給料等を明確に区分して支給している場合には、給料等のみ計上すること。
この場合、「給与総額」には雇用契約に基づいた職員の給料等を、「人数」には雇用契約に基づいた勤務時間を踏まえ常勤換算した人数を計上すること。
なお、この役員数の取扱いは病床機能報告と異なる。このため「「病床機能報告」報告の有無」で「1 有（派遣を含まない）」を選択した場合に「人数」が自動で「-」となるが、病床機能報告において役員が含まれている職種は、役員を常勤換算した上で職員数と合わせた人数に置き換えて記載し直すこと。
- ※ 8 把握している職種は全て記載すること。記載が困難な職種には、「※」を記載すること。

(参考 2 : 診療所報告様式)

経営状況に関する情報 (診療所)

様式 2

医療法人整理番号			
法人番号			
病床・外来管理番号			
医療機関コード			

法人名			
診療所名			
診療所所在地	都道府県	市区町村	町域
			二次医療圏

期間 (自 _____ 至 _____)

消費税の経理方式	科 目	主たる診療科	金 額	備 考
01	医療収益			
01-01	入院診療収益			
01-01-1	保険診療収益 (患者負担含む)			任意記載
01-01-2	公害等診療収益			任意記載
01-01-3	室料差額収益			任意記載
01-01-4	その他の診療収益			任意記載
01-02	外来診療収益			
01-02-1	保険診療収益 (患者負担含む)			任意記載
01-02-2	公害等診療収益			任意記載
01-02-3	その他の診療収益			任意記載
01-03	その他の医療収益			
01-03-1	うち保健予防活動収益			任意記載
01-03-2	うち運営費補助金収益			
02	医療費用			
02-01	材料費			
02-01-1	医薬品費			
02-01-2	診療材料費、医療消耗器具備品費			
02-01-3	給食用材料費			
02-02	給与費			
02-(02)	(うち消費税課税対象費用)			
02-02-1	役員報酬			
02-02-2	給料			
02-02-3	賞与			
02-02-4	賞与引当金繰入額			
02-02-5	退職給付費用			
02-02-6	法定福利費			
02-03	委託費			
02-03-1	うち給食委託費			任意記載
02-04	減価償却費			
02-05	器機賃借料			
02-06	その他の医療費用			
02-(06)	(うち消費税課税対象費用)			
02-06-1	うち水道光熱費			
02-06-2	うち控除対象外消費税等負担額			
02-06-3	うち本部費配賦額			任意記載
03	医療利益 (又は医療損失)			
04	医療外収益			
04-01	うち受取利息及び配当金			任意記載
04-02	うち運営費補助金収益			
04-03	うち施設設備補助金収益			
05	医療外費用			
05-01	うち支払利息			任意記載
06	経常利益 (又は経常損失)			
07	臨時収益			任意記載
07-01	うち運営費補助金収益			
07-02	うち施設設備補助金収益			
08	臨時費用			任意記載
09	税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)			
10	法人税、住民税及び事業税負担額			任意記載
11	当期純利益 (又は当期純損失)			

- ※ 1 医療法人整理番号は、医療法人ごとに付された番号を記載すること。法人番号は、国税庁により法人ごとに指定された13桁の番号を記載すること。病床・外来管理番号は、病床・外来管理番号付与の有無を選択し、有の場合は病床機能報告又は外来機能報告で付された8桁の番号を記載すること。医療機関コードは、保険医療機関の指定の有無を選択し、有の場合は保険医療機関ごとに付された都道府県番号+点数表番号+医療機関コードの10桁の番号を記載すること。
- ※ 2 任意記載科目について記載が困難な場合は、「*」を記載すること。

職種別給与総額及びその人数に関する情報（診療所）

様式 2

医療法人整理番号	
法人番号	
病床・外来管理番号	
医療機関コード	

法人名					
診療所名					
診療所所在地	都道府県	市区町村	町域	役員数(人)	職員数(人)
				二次医療圏	

期間（自 至 ）

「病床機能報告」報告の有無		①常勤職員と非常勤職員を区分できる場合					②常勤職員と非常勤職員を区分できない場合			
職 種		常 勤 職 員			人 数 (人)	非 常 勤 職 員		給 与 総 額		人 数 (人)
		給 与 総 額		給 料 と 賞 与 を 区 分 で き る 場 合		給 料 と 賞 与 を 区 分 で き な い 場 合	給 料 と 賞 与 を 区 分 で き る 場 合	給 料 と 賞 与 を 区 分 で き な い 場 合		
		給 料	賞 与							
01	医師※									
02	歯科医師※									
03	薬剤師※									
04	看護職員									
04-01	保健師									
04-02	助産師※									
04-03	看護師※									
04-04	准看護師※									
05	その他の医療技術者等									
05-01	診療放射線技師※									
05-02	臨床工学技士※									
05-03	臨床検査技師※									
05-04	リハビリスタッフ									
05-04-1	理学療法士※									
05-04-2	作業療法士※									
05-04-3	視能訓練士									
05-04-4	言語聴覚士※									
05-05	歯科衛生士									
05-06	歯科技工士									
05-07	栄養士等									
05-07-1	管理栄養士※									
05-07-2	栄養士									
05-07-3	調理師									
05-08	社会福祉士									
05-09	精神保健福祉士									
05-10	保育士									
05-11	看護補助者※									
05-12	事務職員									
05-12-1	事務（総務、人事、財 政、庶務等）担当職員									
05-12-2	医師事務作業補助者									
05-12-3	診療情報管理士									
05-13	その他の職員									

常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、左欄①に記載すること。

単位：円

常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、左欄①に記載すること。

- ※1 給与総額の対象期間は直近1月1日から12月31日までとする。これによりがたい場合は、会計年度とする。
- ※2 常勤職員と非常勤職員を区分できる場合は、左欄①に記載すること。常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、右欄②に記載すること。①の場合、非常勤職員は給料と賞与をまとめて給与総額に記載すること。
- ※3 給料と賞与を区分できる場合は「給料と賞与を区分できる場合」に記載すること。年俸制を採用、事務処理上の理由等から、給料と賞与を区分できない場合は、「給料と賞与を区分できない場合」に記載すること。
- ※4 給料には、対象期間に職員に支給した給料の職種区分毎の総額を記載すること。なお、給料には扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給した全てのものが含まれる。
- ※5 賞与には、対象期間に職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記載すること。
- ※6 人数は給与総額の対象期間における7月1日時点の人数とし、非常勤職員は常勤換算（※小数点第一位まで（小数点第二位を四捨五入））して記載すること。職種末尾の「※」は病床機能報告報告職種を示す。病床機能報告で報告している職種の人数の記載は、省略することができる。ただし、病床機能報告では派遣労働者を含むこととしており、当該病院等の病床機能報告に派遣労働者を含む場合には、その人数を除いて計上すること。
- ※7 役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含まないこと。
役員が診療等に従事している場合であって、役員報酬規定等により役員報酬と給料等を明確に区分して支給している場合には、給料等のみ計上すること。
この場合、「給与総額」には雇用契約に基づいた職員の給料等を、「人数」には雇用契約に基づいた勤務時間を踏まえ常勤換算した人数を計上すること。
なお、この役員数の取扱いは病床機能報告と異なる。このため「「病床機能報告」報告の有無」で「1有（派遣を含まない）」を選択した場合に「人数」が自動で「-」となるが、病床機能報告において役員が含まれている職種は、役員を常勤換算した上で職員数と合わせた人数に置き換えて記載し直すこと。
- ※8 把握している職種は全て記載すること。記載が困難な職種には、「※」を記載すること。

(参考3:「報告対象外医療法人」報告書)

様式3

令和 年 月 日

都道府県知事 殿

主たる事務所の所在地

医療法人

理事長

医療法人の経営情報等「報告対象外医療法人」報告書

標記について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条第1項の規定による社会保険診療報酬の所得計算の特例を適用しているため、医療法（昭和23年法律第205号）第69条の2第2項に基づく報告の対象外であることを報告します。

記

医療法人整理番号						
法人番号						
病床・外来管理番号						
医療機関コード						
法人名						
病院・診療所名						
病院・診療所所在地	都道府県		市区町村		町域	
会計期間	自			至		

以上